

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成30年04月01日	障害支援区分認定調査業務委託(南山城学園)	12,000,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福) 南山城学園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	平成30年04月01日	障害者総合支援法における給付費等の国民健康保険団体連合会への審査支払事務委託	44,974,688	保健福祉局障害保健福祉推進室	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	平成30年04月01日	障害福祉オンラインシステム端末その他附属機器のレンタル	8,598,828	保健福祉局障害保健福祉推進室	日本電気(株)製端末その他付属機器に係る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	平成30年07月01日	障害福祉システム 平成30年4月障害者総合支援法等改正に伴うシステム改修	13,684,809	保健福祉局障害保健福祉推進室	障害福祉システム平成30年4月障害者総合支援法等改正に伴うシステム改修コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005	平成30年04月01日	京都市在宅心身障害児(者)療育支援事業委託(南山城学園)	7,428,660	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福) 南山城学園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	平成30年04月01日	京都市在宅心身障害児(者)療育支援事業委託(聖ヨゼフ会)	8,768,351	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福) 聖ヨゼフ会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	平成30年04月01日	発達障害者支援センター運営事業委託	72,468,084	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福) 京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008	平成30年04月01日	ほほえみ広場事業委託	7,020,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(公社)京都市身体障害者団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	平成30年04月01日	京都市手話奉仕員養成事業委託	8,100,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	平成30年04月01日	京都市手話通訳者・奉仕員派遣事業委託	25,100,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	平成30年04月01日	京都市要約筆記者派遣事業委託	6,350,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
012	平成30年07月02日	手話啓発番組「しゅわしゅわ京都」の制作及び放送に係る業務委託	5,989,140	保健福祉局障害保健福祉推進室	(株)京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(ほくほく分)	26,265,305	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)京都ライトハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
014	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(らしく分)	26,799,329	保健福祉局障害保健福祉推進室	(医)ウエノ診療所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(からしだねセンター分)	26,799,329	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)ミッションからしだね	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
016	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(だいご分)	27,515,305	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(西京分)	26,799,329	保健福祉局障害保健福祉推進室	(NPO)なんてん	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(ふかくさ分)	26,799,329	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)京都老人福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(かけはし分)	25,851,325	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)伏見ふれあい福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(きらリンク・にしじん分)	67,672,120	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)西陣会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(らくなん・らくとう分)	60,965,467	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)京都身体障害者福祉センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(うきょう・らくさい分)	61,995,415	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成30年04月01日	京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託(あいりん分)	32,696,086	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)イエス団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	平成30年04月01日	京都市障害者24時間相談体制等構築事業における京都市障害者休日・夜間相談受付センターの運営の委託	14,835,203	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)南山城学園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成30年04月01日	京都市中途失明者生活指導員派遣事業委託	35,473,084	保健福祉局障害保健福祉推進室	(公社)京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	平成30年04月01日	2020東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興	5,600,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(公社)京都市障害者スポーツ協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成30年04月01日	京都市障害者職場定着支援等推進センター事業委託	16,380,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(福)京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成30年04月01日	京都市障害者職場定着支援等推進センター南部分室事業委託	5,360,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(一財)長岡記念財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	平成30年04月01日	京都市障害者社会参加推進センター運営事業委託	6,223,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(公社)京都市身体障害者団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030	平成30年04月01日	全国障害者スポーツ大会派遣事業委託	12,721,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(公社)京都市障害者スポーツ協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
031	平成30年04月01日	精神科救急情報センターの運営に係る業務委託	26,884,000	保健福祉局障害保健福祉推進室	(一社) 京都精神保健福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	平成30年04月01日	平成30年度特定医療費業務委託	48,405,600	保健福祉局障害保健福祉推進室	(株) パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033	平成30年04月01日	就労意欲喚起等支援事業委託契約	138,900,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(株) 東京リーガルマインド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034	平成30年04月01日	生活保護等レセプト2次点検強化事業	(当初) 13,463,280 (変更後) 16,227,520	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(株) メディブレーン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
035	平成30年04月01日	チャレンジ就労体験事業の委託契約	21,205,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(福) 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
036	平成30年04月01日	平成30年度京都市住居確保給付金支給事業の委託契約	14,331,680	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(福) 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
037	平成30年04月01日	平成30年度年金検討員派遣事業の委託契約	32,940,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	京都府社会保険労務士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038	平成30年04月01日	平成30年度京都市ホームレス衛生改善事業の委託契約	5,199,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(公財) ソーシャルサービス協会 ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
039	平成30年04月01日	平成30年度京都市ホームレス居宅生活移行支援事業の委託契約	7,200,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(公財) ソーシャルサービス協会 ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040	平成30年04月01日	平成30年度京都市ホームレス緊急一時宿泊事業に係る宿泊施設の賃貸借契約	予定 総額 110,000,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(有) カリヤス	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
041	平成30年04月01日	平成30年度京都市ホームレス自立支援センター事業の委託契約	34,219,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(公財) ソーシャルサービス協会 ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
042	平成30年04月01日	平成30年度京都市ホームレス能力活用推進事業の委託契約	6,850,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(公財) ソーシャルサービス協会 ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
043	平成30年04月01日	平成30年度京都市ホームレス訪問相談事業(緊急一時宿泊施設)の委託契約	15,965,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(公財) ソーシャルサービス協会 ワークセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
044	平成30年04月01日	平成30年度京都市ホームレス訪問相談事業の委託契約(路上等)	13,753,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(特非) ゆい	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
045	平成30年04月01日	平成30年度京都市ホームレス居宅定着支援事業(支援員の配置・緊急一時宿泊施設)	5,000,000	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	(福)みなと寮	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
046	平成30年04月01日	生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業(平成30年度分)	15,814,008	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	「生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業(平成30年度分)」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
047	平成30年04月01日	被保護者調査新規項目追加に伴う生活保護システム改修	12,128,975	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	日本電気(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
048	平成30年04月01日	生活保護電算システム機器類リース(本番環境)の再リース	5,233,248	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	東京センチュリー(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
049	平成30年08月07日	生活保護基準見直しに伴う生活保護システム改修	26,996,706	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	日本電気(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
050	平成30年08月07日	進学準備給付金の創設に伴う生活保護システム改修	15,107,202	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	日本電気(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
051	平成30年04月01日	70歳以上の自己負担額の上限額変更に伴う国民健康保険オンラインシステム改修(平成30年度)	63,212,886	保健福祉局生活福祉部保険年金課	「70歳以上の自己負担額の上限額変更に伴う国民健康保険オンラインシステム改修(平成30年度)」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
052	平成30年04月01日	平成30年度日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器レンタルの賃借料	42,100,560	保健福祉局生活福祉部保険年金課	「日本電気(株)製国民健康保険オンライン端末・付属機器に係る賃貸借業務」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
053	平成30年04月01日	国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検等の業務委託	予定総額 6,851,520	保健福祉局生活福祉部保険年金課	(株)コアジャパン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
054	平成30年04月01日	国民健康保険診療報酬内容審査業務	予定総額 35,189,000	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
055	平成30年04月01日	国保システム連携に係る滞納整理支援システム改修	28,008,246	保健福祉局生活福祉部保険年金課	「国保システム連携に係る滞納整理支援システム改修」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
056	平成30年04月01日	滞納整理支援システム連携に係る国保システム改修(平成30年度分)	54,044,377	保健福祉局生活福祉部保険年金課	「滞納整理支援システム連携に係る国保システム改修(平成30年度分)」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
057	平成30年04月01日	平成30年度コンビニエンスストアにおける国民健康保険料の収納事務委託	予定総額 26,463,240	保健福祉局生活福祉部保険年金課	三菱UFJニコス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
058	平成30年04月01日	平成30年度国民健康保険料収納業務に係る電算処理委託	予定総額 11,722,753	保健福祉局生活福祉部保険年金課	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
059	平成30年04月01日	平成30年度京都市特定健康診査・特定保健指導等システム保守業務	7,905,600	保健福祉局生活福祉部保険年金課	日本コンピューター(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
060	平成30年04月01日	平成30年度京都市国民健康保険人間ドック・特定保健指導等費用支払事務及びデータ管理委託	予定 総額 5,552,028	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
061	平成30年04月01日	平成30年度京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした健康診査の実施に係る業務委託	予定 総額 235,932,600	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	(一社)京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
062	平成30年04月01日	平成30年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施に係る業務委託	予定 総額 436,959,202	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	(一社)京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
063	平成30年04月01日	平成30年度後期高齢者医療オンライン端末及び付属機器の賃貸借	8,646,996	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「後期高齢者医療オンライン端末・付属機器に係る賃貸借業務」 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
064	平成30年04月01日	平成30年度後期高齢者医療広域連合窓口端末の賃貸借	6,843,528	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	(株)J E C C	地方自治法施行令第167条の2第1項 第7号
065	平成30年04月01日	平成30年度国民年金オンラインシステムNEC製端末及びその他付属機器の賃貸借	15,746,400	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「国民年金オンラインシステムNEC製端末その他付属機器に係る賃貸借業務」 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
066	平成30年04月01日	平成30年度重度障害老人健康管理費支給事務等に係る委託	予定 総額 13,744,794	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
067	平成30年04月01日	重度障害老人健康管理費支給事務におけるマイナンバー登録機能の追加に伴うシステム改修(平成30年度)	8,639,848	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「重度障害老人健康管理費支給事務におけるマイナンバー登録機能の追加に伴うシステム改修」 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
068	平成30年04月01日	国民健康保険者の都道府県単位化に伴うシステム改修	15,957,810	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「国民健康保険の都道府県単位化に伴うシステム改修(平成30年度)」 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
069	平成30年05月09日	平成30年度区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託	予定 総額 11,389,896	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	(株)キャリアパワー	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
070	平成30年06月01日	平成30年度京都市国民健康保険特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導委託	予定 総額 563,624,287	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	警察共済組合京都府支部 他37健 診機関	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
071	平成30年07月01日	平成30年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする人間ドック健康診査委託	予定 総額 120,540,000	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	警察共済組合京都府支部 他37健 診機関	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
072	平成30年07月04日	国民健康保険被保険者証の作成及び封入封緘業務等	予定 総額 20,043,396	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	トッパン・フォームズ(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
073	平成30年07月10日	高額療養費支給事務にかかる本庁集約化に伴うシステム改修	54,798,994	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「高額療養費支給事務にかかる本庁集約化に伴うシステム改修」 コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1 項第1号
074	平成30年07月23日	国民健康保険 還付及び還付加算金事務の集約化に伴うシステム改修(平成30年度分)	57,498,249	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「国民健康保険 還付及び還付加算金事務の集約化に伴うシステム改修」 コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1 項第1号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
075	平成30年07月23日 後期高齢者医療保険 還付及び還付加算金事務の集約化に伴うシステム改修(平成30年度分)	51,362,110	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「後期高齢者医療保険 還付及び還付加算金事務の集約化に伴うシステム改修」コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
076	平成30年08月01日 京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務	予定 総額 122,124,996	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	(株)日本ビジネスデータプロセッシングセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
077	平成30年09月12日 国民年金事務における産前産後免除のためのシステム改修	13,971,592	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「国民年金事務における産前産後免除のためのシステム改修」作業分コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
078	平成30年09月25日 平成31年度の後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修(平成30年度改修分)	14,135,774	保健福祉局生活福祉部 保険年金課	「平成31年度の後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修」(平成30年度改修分)コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
079	平成30年04月01日 平成30年度京都市地域リハビリテーション推進センター給食調理等業務委託	24,364,800	保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課	(株)ニチダン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
080	平成30年04月01日 老人医療助成事業における現役並所得区分細分化対応(平成30年度)	26,858,066	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	「老人医療助成事業における現役並所得区分細分化対応(平成30年度)」コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
081	平成30年04月01日 京都市緊急通報システム事業委託	予定 総額 93,465,288	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	富士通ソーシャルライフシステムズ(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
082	平成30年04月01日 京都市配食サービス事業委託	予定 総額 8,622,971	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	(福)京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
083	平成30年04月01日 京都市配食サービス事業委託	予定 総額 10,219,764	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	(福)京都老人福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
084	平成30年04月01日 介護保険制度改正(第7期計画)に係るシステム改修(平成30年度)	(当初) 97,575,429 (変更後) 140,346,755	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険制度改正(第7期計画)に係るシステム改修(平成30年度)コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
085	平成30年04月01日 平成30年度日本電気株式会社製端末その他付属機器レンタル契約について	40,396,320	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	日本電気(株)製端末その他付属機器賃貸借業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
086	平成30年04月01日 介護保険料に係る領収済通知書の電子データの作成及び加工等業務	予定 総額 6,054,742	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
087	平成30年04月01日 京都市敬老乗車証交付業務委託	予定 総額 10,460,880	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	日本郵便(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
088	平成30年04月01日 介護認定審査会運営支援システム機器等保守業務委託	5,392,008	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	(株)リオス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
089	平成30年04月01日	介護認定審査会運営支援システムに係る電子複写機の保守及び消耗品等	予定 総額 6,961,600	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室介護 ケア推進課	富士ゼロックス京都(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
090	平成30年04月01日	平成30年度予防接種委託	予定 金額 3,377,737,243	保健福祉局医療衛生推 進室健康安全課	(一社)京都府医師会 他107件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
091	平成30年04月01日	平成30年度予防接種審査事務委託	予定 金額 23,494,313	保健福祉局医療衛生推 進室健康安全課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
092	平成30年04月01日	平成30年度胸部(結核・肺がん)検診委託	予定 総額 24,279,568	保健福祉局医療衛生推 進室健康安全課	(一財)京都予防医学センター他 8件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
093	平成30年04月01日	平成30年度肝炎ウイルス(B型・C型)検査実施に関する委託	予定 金額 29,668,050	保健福祉局医療衛生推 進室健康安全課	(一社)京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
094	平成30年04月01日	平成30年度風しん抗体検査委託	予定 総額 12,046,000	保健福祉局医療衛生推 進室健康安全課	(一社)京都府医師会 他16件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
095	平成30年04月01日	平成30年度食鳥検査の委託	12,700,800	保健福祉局医療衛生推 進室健康安全課	(公社)京都保健衛生協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
096	平成30年04月01日	平成30年度犬鑑札等の交付事務及び登録手数料等の徴収並びに収納事務等の委託	8,076,240	保健福祉局医療衛生推 進室医務衛生課	(公社)京都市獣医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
097	平成30年04月01日	平成30年度京都市休日急病歯科診療所運営	37,765,008	保健福祉局医療衛生推 進室医務衛生課	(一社)京都府歯科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
098	平成30年04月01日	平成30年度京都市急病診療所運営	399,983,800	保健福祉局医療衛生推 進室医務衛生課	(一社)京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
099	平成30年04月01日	平成30年度京都市中央斎場火葬設備定期保守点検業務委託	21,384,000	保健福祉局医療衛生推 進室医務衛生課	(株)宮本工業所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
100	平成30年06月04日	平成29年度京都市中央斎場動物炉排ガス処理設備保守点検業務委託	12,404,340	保健福祉局医療衛生推 進室医務衛生課	大阪ガスエンジニアリング(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
101	平成30年05月08日	京都市中央斎場 自動ドア整備委託	9,498,600	保健福祉局医療衛生推 進室医務衛生課	ナブコドア(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
102	平成30年07月20日	「京都市樹木型納骨施設使用者募集等」企画・運営業務	12,441,924	保健福祉局医療衛生推 進室医務衛生課	(株)JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
103	平成30年04月01日	民泊通報・相談窓口運営等業務	57,870,570	保健福祉局医療衛生推 進室医務衛生課	(株)JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
104	平成30年04月01日	平成30年度住宅宿泊事業法に基づく届出受付等業務	43,514,400	保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課	京都府行政書士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
105	平成30年04月01日	住宅宿泊事業法等の適正な運営等を確保するためのコンサルタント業務	10,000,000	保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課	TMI総合法律事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
106	平成30年04月01日	平成30年度 京都市環境情報処理システム保守業務委託	8,652,312	保健福祉局衛生環境研究所	環境計測(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
107	平成30年04月01日	平成30年度「京都市自殺総合対策業務」委託	7,800,000	保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課	(株) 関広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
108	平成30年04月01日	平成30年度自立支援医療(精神通院)及び精神障害者保健福祉手帳事務に係る労働者派遣業務	予定総額 12,102,400	保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課	(株) 日本ビジネスデータプロセッシングセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
109	平成30年04月01日	平成30年度京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システム保守・運用業務委託	12,080,016	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	富士通(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
110	平成30年06月01日	健康長寿のまち・京都推進プロジェクト広報に係る業務委託	5,000,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(株) リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
111	平成30年05月28日	平成30年度「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」運営業務委託	9,990,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	凸版印刷(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
112	平成30年04月01日	平成30年度高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の実施委託	9,002,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(公財) 京都市健康づくり協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
113	平成30年04月01日	平成30年度介護予防普及啓発事業業務委託	予定総額 15,464,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(公財) 京都市健康づくり協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
114	平成30年04月01日	平成30年度高齢者筋力トレーニング教室事業委託(北部)	予定総額 6,252,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(公財) 京都YMCA	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
115	平成30年04月01日	平成30年度胃がん検診委託(集団実施)	予定総額 21,796,309	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
116	平成30年04月01日	平成30年度胃がん検診委託(個別実施)	予定総額 37,757,375	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
117	平成30年04月01日	平成30年度子宮頸がん検診委託	予定総額 132,162,089	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
118	平成30年04月01日	平成30年度大腸がん検診委託(集団・施設実施)	予定総額 26,384,594	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
119	平成30年04月01日	平成30年度大腸がん検診委託(個別実施)	予定 総額 11,686,818	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
120	平成30年04月01日	平成30年度乳がん検診委託(巡回実施)	予定 総額 79,788,957	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
121	平成30年04月01日	平成30年度乳がん検診委託(個別実施)	予定 総額 48,442,585	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
122	平成30年04月01日	平成30年度肺がん検診委託	予定 総額 6,481,680	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
123	平成30年04月01日	平成30年度前立腺がん検診委託	予定 総額 12,569,349	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
124	平成30年07月01日	平成30年度がんセット検診の委託	予定 総額 62,078,656	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一財) 京都予防医学センター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
125	平成30年04月01日	平成30年度胃がんリスク層別化検診委託	予定 総額 23,172,382	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
126	平成30年04月01日	平成30年度京都市健康診査・保健指導の委託	予定 総額 7,527,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
127	平成30年04月01日	平成30年度青年期健康診査の委託	予定 総額 22,308,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	(一社) 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
128	平成30年04月01日	平成30年度フッ化物歯面塗布事業委託	予定 総額 5,922,480	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 京都府歯科医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
129	平成30年04月01日	京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約	69,154,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室 健康長寿企画課	(福) 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
130	平成30年04月01日	京都市地域包括支援センター運営事業委託	1,594,300,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(福) 七野会 他60件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
131	平成30年04月01日	京都市地域支え合い活動創出事業の実施に係る委託	予定 総額 79,280,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(福) 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
132	平成30年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託(北区・上京区)	15,700,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 京都北医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
133	平成30年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託(中京区)	15,700,000	保健福祉局健康長寿の まち・京都推進室健康 長寿企画課	(一社) 中京東部医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
134	平成30年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託(下京区・南区)	15,700,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(一社) 下京西部医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
135	平成30年04月01日	京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託(右京区)	15,700,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(一社) 右京医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
136	平成30年04月01日	平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(北区・上京区)	10,199,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(福) 京都博愛会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
137	平成30年04月01日	平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(下京区・南区)	10,199,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(医) 康生会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
138	平成30年04月01日	平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(西京区)	10,199,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(社) 京都社会事業財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
139	平成30年07月01日	平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(左京区)	7,733,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(一財) 川越病院	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
140	平成30年07月01日	平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(山科区)	7,733,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(医) 洛和会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
141	平成30年07月01日	平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託(伏見区)	7,733,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(医) 蘇生会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
142	平成30年04月01日	高齢者就労援助事業委託(公園の除草業務)	25,603,168	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(公社) 京都市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
143	平成30年04月01日	全国健康福祉祭参加者派遣等事業	10,949,784	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(一社) 京都市老人クラブ連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
144	平成30年04月01日	知恵シルバーセンター事業及び健康長寿支え合いネット事業	6,208,069	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(福) 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
145	平成30年04月01日	健康すこやか学級事業	108,535,093	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(福) 京都市社会福祉協議会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
146	平成30年04月01日	京都市地域介護予防推進事業の実施に係る業務委託	予定総額 504,875,000	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	(一財) 京都地域医療学際研究所 他11件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害支援区分認定調査委託（南山城学園）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府城陽市富野狼谷2番地1
社会福祉法人 南山城学園
- 6 契約金額（税込み）
12,000,000円（予定額）
- 7 契約内容
障害者福祉施設等入所者及び福祉サービス利用者に係る障害支援区分認定の更新等に伴い必要となる障害支援区分認定調査委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
次の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行っている。
 - 認定調査の内容は、①障害のある方本人及び家族等の状況や、現在利用されている障害福祉サービス等の内容及び家族の介護状況等を調査（概況調査）し、②障害のある方について、心身の状況を把握するために必要となる80項目の調査（基礎調査）及び当該調査について特に具体的な状況の記載が必要な事項（特記事項）の調査を行う。このため、調査を行う者については、障害のある方等についての保健、医療及び福祉に関する専門的知識及び技術を有するとともに、都道府県等が実施する障害支援区分認定調査員研修を終了した者であることが必要となっている。（障害者総合支援法第20条第3項及び障害者総合支援法施行規則第10条）
 - 認定調査の内容は、個人の秘密事項に関するものであり、極めて強い守秘義務が要求される。
 - 認定調査の委託先としては、障害者総合支援法による都道府県の指定を受けた指定一般相談支援事業者等に限定される。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
障害支援区分認定調査について、市町村は、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支

援事業者等に委託することができる」とされている。また、左記の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、厚生労働大臣が定める研修を修了した、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する者に当該委託に係る調査を行わせるものとする、とされている。

現状では、調査対象者の認定調査を引き受ける体制が整っている事業所は、障害者地域生活支援センター、京都ライトハウス、京都市聴覚言語障害者センター等を除き、社会福祉法人南山城学園のみであり、ほかに委託できる指定一般相談支援事業者がないことから、委託先として選定している。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害者総合支援法における給付費等の国民健康保険団体連合会への審査支払事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下水銀屋町620番地COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
44,974,688円（予定額）
- 7 契約内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める介護給付費等給付事務及び地域生活支援事業における審査及び支払事務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
障害者総合支援法第29条第7項、第51条の14第7項及び第51条の17第6項により当該事務を委託できるのは国民健康保険団体連合会と定められており、競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
障害者総合支援法第29条第7項、第51条の14第7項及び第51条の17第6項により当該事務を委託できるのは国民健康保険団体連合会と定められているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害保健福祉オンラインシステム端末その他付属機器のレンタル
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
日本電気株式会社製端末その他付属機器に係る賃貸借業務コンソーシアム
(代表者) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額 (税込み)
8, 598, 828円
- 7 契約内容
障害福祉オンラインシステムで利用するパソコン, プリンタ等端末に係る賃貸借 (保守含む)
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
障害福祉オンラインシステムの安定稼働を確保し, また, 機器の障害時には機器交換を含めた即時の対応を行うためには, これらの機器に精通した技術者による運用支援, 障害対応及び予防保守等を包括した賃貸借が必要とされる場所, 対応できる業者は自治体における電算処理業務に必要なシステムの安定的供給の確保を目的とする国の政策によって設立された, 株式会社J E C Cを代表者とする日本電気株式会社製端末その他付属機器賃貸借業務コンソーシアムのみであるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
障害福祉オンラインシステムの安定稼働を確保し, また, 機器の障害時には機器交換を含めた即時の対応を行うためには, これらの機器に精通した技術者による運用支援, 障害対応及び予防保守等を包括した賃貸借が必要とされる場所, 対応できる業者は自治体における電算処理業務に必要なシステムの安定的供給の確保を目的とする国の政策によって設立された, 株式会社J E C Cを代表者とする日本電気株式会社製 端末その他付属機器に係る賃貸借業務コンソーシアムのみであるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
障害福祉システム 平成30年4月障害者総合支援法等改正に伴うシステム改修
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年7月1日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
障害福祉システム 平成30年4月障害者総合支援法等改正に伴うシステム改修コンソーシアム
(代表者) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支社
- 6 契約金額 (税込み)
13,684,809円
- 7 契約内容
平成30年4月1日の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大されたことに伴う障害福祉システムの改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
今回の制度変更に伴うシステム改修において、高額障害福祉サービス等給付費及び報酬請求情報を中心としたシステム構築が必要となっており、現行システムのプログラム及び定義情報(ファイル及び帳票等)に対する改修が必要になることや、住基や税、介護保険のシステムからも情報の受け渡しを行っており、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアに関する知識や技術が不可欠であることから、競争入札による業者の選定は適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
現行の障害福祉オンラインシステムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気株式会社が有しており、本業務の履行に当たっては、システムに障害が発生した場合の復旧等の様々な不具合に迅速に対処する必要があり、システムの復旧を行うための原因の特

定と対処方法の決定・実施には、高度な専門技術及び知識とともに、本システムに関する詳細な技術情報が必要となることから、同社が代表幹事会社を務める「障害福祉システム 平成30年4月障害者総合支援法等改正に伴うシステム改修コンソーシアム」を契約の相手方とする。

なお、日本電気株式会社については、競争入札参加停止中（平成29年2月2日から平成30年11月29日まで）であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書[※]の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔※ 原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。〕

また、今回の業務について、日本電気株式会社は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、日本電気株式会社を代表幹事会社とし、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの仕様を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社、株式会社ソフィアをコンソーシアム構成員と認めることとする。

（参考）

共同して業務を実施する場合、本市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、コンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）することとしている。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市在宅心身障害児（者）療育支援事業委託（南山城学園）

2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進室

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府城陽市富野狼谷2番地1

社会福祉法人 南山城学園

6 契約金額（税込み）

7,428,660円

7 契約内容

在宅心身障害児（者）の相談支援、訪問療育、施設職員の療育技術指導

8 随意契約の理由

事業内容が、在宅の重度知的障害児（者）に対し、専門的な療育相談、訪問による療育指導、障害児の通う保育所等の施設職員に対する療育技術の指導及び関係機関との連絡調整等を行うもので、契約内容が専門性及び継続性を要するものであり、契約の目的が競争入札に適さないため

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本事業の実施には、在宅の重度知的障害児（者）が、日常活動の場において、状況に応じた適切な援助が受けられるよう、訪問により、家庭における社会参加に向けた療育支援や障害児（者）を受け入れている地域の保育所など施設において職員への療育技術の指導を行い、地域の療育機能を高める必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する専門的技術を備えている専門的なスタッフを要する。

社会福祉法人南山城学園は、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等を運営し、その施設機能を最大限に活用することが可能であること、また、本事業の実施に必要なスタッフを有しており、市内で唯一、上記要件を引き続き満たしていると判断されるため、委託先として選定したものである。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市在宅心身障害児（者）療育支援事業委託（聖ヨゼフ会）

2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進室

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区北野東紅梅町6番地1

社会福祉法人 聖ヨゼフ会

6 契約金額（税込み）

8,768,351円

7 契約内容

在宅心身障害児（者）の相談支援，訪問療育，施設職員の療育技術指導

8 随意契約の理由

事業内容が，在宅の心身障害児（者）に対する訪問による療育指導，障害児の通う保育所等の施設職員に対する療育技術の指導及び関係機関との連絡調整等を行うもので，契約内容が専門性及び継続性を要するものであり，契約の目的が競争入札に適さないため

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本事業の実施には，在宅の知的障害児（者）や発達障害児（者）が，日常活動の場において，状況に応じた適切な援助が受けられるよう，訪問により，家庭における社会参加に向けた療育支援や障害児を受け入れている地域の保育所など施設において職員への療育技術の指導を行い，地域の療育機能を高める必要があることから，障害特性，障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する専門的技術を備えている専門的なスタッフを要する。

社会福祉法人 聖ヨゼフ会は，昨年度までの本事業に関する運営実績を有するとともに，障害児入所施設及び児童発達支援センター等を運営し，その施設機能を最大限に活用することが可能であること，また，本事業の実施に必要なスタッフを有しており，市内で唯一，上記要件を引き続き満たしていると判断されるため

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
発達障害者支援センター運営事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨北野々神町26番地
社会福祉法人 京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
72,468,084円
- 7 契約内容
京都市発達障害者支援センターの運営及び使用料の徴収事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約内容が、発達障害者に対して療育、相談や就労支援等の総合的な支援を行う本市の拠点施設である京都市発達障害者支援センターの運営委託であるが、発達障害への対応については、特性を理解するために極めて高い専門性が必要とされることから、契約の性質が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先については、事業目的を達成できる団体でなければならないが、社会福祉法人京都総合福祉協会は、発達相談や自閉症外来を備えている京都市児童療育センターの管理受託において実績を有しているとともに、本市においては同法人以外に自閉症等の特有な発達障害への総合的な支援を実施できる団体はないことから、引き続き、同法人を委託先として選定するものである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ほほえみ広場事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生坊城町19番地の4 京都市みぶ身体障害者福祉会館内
公益社団法人京都市身体障害者団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
7,020,000円
- 7 契約内容
ほほえみ広場事業委託
- 8 随意契約の理由
契約内容が様々な障害特性を理解したうえで、各当事者団体等と調整をしていく必要があり、専門性が高く、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市身体障害者団体連合会は、京都市内に居住する身体障害者で構成する団体の組織活動を推進し、京都市域における身体障害者の福祉の増進、社会への完全参加と平等の達成を図ることを目的として活動しており、事業の実施に必要なスタッフを有している京都市内唯一の団体であることから委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市手話奉仕員養成事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（非課税）
8,100,000円
- 7 契約内容
平成30年度京都市手話奉仕員養成事業
- 8 随意契約の理由
本事業の契約内容は、手話奉仕員養成という専門性を要するものであり、聴覚障害者及び手話に関する専門知識等が必要であることから、契約の性質が競争入札に適さない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会は、手話奉仕員の養成について、事業の実施に必要なスタッフを有し、本事業を京都市において組織的に行うことのできる唯一の団体であることから、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市手話通訳者・奉仕員派遣事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（非課税）
25,100,000円
- 7 契約内容
平成30年度京都市手話通訳者・奉仕員派遣事業
- 8 随意契約の理由
本事業の契約内容は、手話通訳者・奉仕員派遣という専門性を要するものであり、聴覚障害者及び手話通訳に関する専門的知識等が必要であることから、契約の性質が競争入札に適さない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会は、情報提供施設である京都聴覚言語障害センターの指定管理者であり、手話通訳者・奉仕員の派遣について、事業の実施に必要なスタッフを有し、本事業を組織的に実施することのできる唯一の団体であることから、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市要約筆記者派遣事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（非課税）
6,350,000円
- 7 契約内容
平成30年度京都市要約筆記者派遣事業
- 8 随意契約の理由
本事業の契約内容は、要約筆記者の派遣であり、難聴者・中途失聴者のコミュニケーション支援等に関する専門的知識等が必要であることから、契約の性質が競争入札に適さない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会は、情報提供施設である京都市聴覚言語障害センターの指定管理者であり、中途失聴者や難聴者の障害に対する理解があつて事業の実施に必要なスタッフを有しており、要約筆記者の派遣を組織的に行うことのできる唯一の団体であることから、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
手話啓発番組「しゅわしゅわ京都」の制作及び放送に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年7月2日
- 4 履行期間
平成30年7月2日から平成30年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社 京都放送
- 6 契約金額（税込み）
5,989,140円
- 7 契約内容
京都市手話啓発番組「しゅわしゅわ京都」の制作・放送業務
- 8 随意契約の理由
本事業の契約内容は京都市民の手話への理解促進・普及を目的とするものであるため、京都市民への情報発信に重点を置き、かつ本市の素材を活用した番組制作が可能な事業者である必要がある。当該契約を履行可能な事業者は、京都地域への放送を中心とした放送局である株式会社京都放送のみであるため、相手方として選定し随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の契約内容は京都市民の手話への理解促進・普及を目的とするものであるため、京都市民への情報発信に重点を置き、かつ本市の素材を活用した番組制作が可能な事業者である必要がある。当該契約を履行可能な事業者は、京都地域への放送を中心とした放送局である株式会社京都放送のみであるため、相手方として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（ほくほく分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11番地
社会福祉法人 京都ライトハウス
- 6 契約金額（税込み）
26,265,305円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（らしく分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区田中上柳町2-1
医療法人社団 ウエノ診療所
- 6 契約金額（税込み）
26,799,329円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（からしだねセンター分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市山科区勸修寺東出町75
社会福祉法人 ミッションからしだね
- 6 契約金額（税込み）
26,799,329円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（だいご分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
27,515,305円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（西京分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区山田四ノ坪町12-7
特定非営利活動法人 なんてん
- 6 契約金額（税込み）
26,799,329円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（ふかくさ分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59・60
社会福祉法人 京都老人福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
26,799,329円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（かけはし分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区京町6丁目61
社会福祉法人 伏見ふれあい福祉会
- 6 契約金額（税込み）
25,851,325円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度、本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（きらリンク・にしじん分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430番地の2
社会福祉法人 西陣会
- 6 契約金額（税込み）
67,672,120円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（らくなん・らくとう分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院西定成町35番地
社会福祉法人 京都身体障害者福祉センター
- 6 契約金額（税込み）
60,965,467円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（うきょう・らくさい分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区下鴨北野々神町26番地
社会福祉法人 京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
61,995,415円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託（あいりん分）
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号
社会福祉法人 イエス団
- 6 契約金額（税込み）
32,696,086円
- 7 契約内容
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業
 - ・ 法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの業務
 - ・ 法第89条の3に規定する協議会の運営
 - ・ その他
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等やその家族、支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。

このため、業務の実施には、専門性及び継続性に加え、施設の経営など安定的な運用基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根ざした支援を行うためには障害保健福祉圏域内において一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記法人は、昨年度までの本事業における障害者地域生活センターの運営実績を有するとともに、現時点でも、引き続き法に規定される指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の両方の指定事業所を備え、あわせて児童福祉法に規定される障害児相談支援事業所の指定を受けており、本事業の実施に必要な専門的スタッフを有しているため
また、障害者地域生活支援センターを設置する障害保健福祉圏域において、各種障害福祉サービス等を長年にわたり安定的に運営しており、地域のネットワークを構築する基盤を有しているため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市障害者24時間相談体制等構築事業における京都市障害者休日・夜間相談受付センターの運営の委託

2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進室

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府城陽市富野狼谷2番地1
社会福祉法人 南山城学園

6 契約金額（税込み）

14,835,203円

7 契約内容

休日・夜間の京都市内に住まう障害者及びその家族等からの電話及びFAXでの相談等に対応する。また、短期入所事業所等の緊急受入れの可否等の情報を集約し、休日・夜間の相談支援事業所等からの電話及びFAXでの問合せに応じ情報提供を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

障害者等からの相談等への対応には安定的な運営基盤や障害特性、福祉制度に関する知識と相談技術を備えた専門的なスタッフを要する。また、地域に根差した支援を行うためには一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、契約の目的が競争入札に適さないため

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記法人は、本市の障害者緊急短期入所事業を受託し、夜間に緊急時の受入先を確保しているとともに、いつでも誰もが安心して利用できる福祉サービスの提供を目指して、共生・共助の地域づくりに貢献しており、安定的な運営基盤及び専門性を有しているため

また、平成28年度からの京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業における夜間・早朝相談受付専用電話の運営（平成29年度末終了）を担い、本事業と同様の事業の運営実績がある唯一

の法人であるため

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中途失明者生活指導員派遣事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11番地
公益社団法人 京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）
35,473,084円
- 7 契約内容
平成30年度京都市中途失明者生活指導員派遣事業
- 8 随意契約の理由
本事業は、疾病、事故等により中途失明した者に対して指導員を派遣し、心理的更生指導、感覚指導、生活指導等を行うものであり、委託内容が視覚障害に関する高度の専門性を要することから契約の性質が競争入札に適さない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都府視覚障害者協会は、京都府下及び市内において視覚に障害のある者を総括的に組織し、視覚に障害のある者の社会参加の促進を目的として活動している団体であることから、本事業の対象者を把握することが可能であるとともに、事業の実施に必要な視覚障害に関する専門的知識を持つスタッフを有しており、同様の団体は市内において他になく、本事業を実施することができる唯一の団体であるため、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
2020東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野玉岡町5番地
公益社団法人 京都市障害者スポーツ協会
- 6 契約金額（税込み）
5,600,000円
- 7 契約内容
(1) パラスポーツフェスティバル等イベントの開催
(2) パラリンピック正式競技をより深く知るための体験会の開催
(3) 選手育成教室及び競技会の開催
- 8 随意契約の理由
委託内容が障害者スポーツに関する市民向けイベントや体験会、教室等の実施であり、参加者の障害特性に応じた適切な指導ができ、年間を通じて各種イベントを実施するには、障害者スポーツに関する専門的な知識と指導経験を要するものであるということから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市内においてこの委託内容を履行できる団体は、障害者スポーツ指導員の資格を持つインストラクターが多く在籍しており、障害者スポーツセンターの管理等を通じた障害者スポーツに対する深い知識と経験を有している公益財団法人京都市障害者スポーツ協会以外にないため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市障害者職場定着支援等推進センター事業委託

2 担当所属名

保健福祉局障害保健福祉推進室

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内
社会福祉法人 京都総合福祉協会

6 契約金額（税込み）

16,380,000円

7 契約内容

- (1) 就労及び就労に関する生活面での相談及び指導・助言
- (2) 就労者に関する雇用管理に係る助言や就労者と企業等との調整及び問題の早期解決
- (3) 市内の障害者就労支援事業所、総合支援学校等が行う就労支援・定着支援に対する適切なサポート
- (4) 就労モチベーションを長期にわたり維持・向上させるための環境づくり
- (5) 長期的な定着状況の把握・分析と各種就労支援関係会議への情報提供
- (6) その他事業目的を推進するために必要な事項

8 随意契約の理由

京都市域における障害のある人の長期就労をサポートする推進センターについては、“京都障害者就業・生活支援センター”と一体的連携を行うことにより、仲間づくり支援の実施や同支援センター登録者の長期就労の状況を調査するなどにより、京都市域における長期就労環境を構築しようとするものである。よって、推進センターの運営に当たっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもつ団体と契約する必要がある、契約の性質が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

京都総合福祉協会は、推進センターの運営において、定着支援業務の実績を有し、障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもち、障害のある方の就業面での支援や仕事を行うために必要な生活面での支援を実施する「京都障害者就業・生活支援センター」と就業・生活

支援から定着支援までを、切れ目なく一体的に支援できる唯一の団体であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者職場定着支援等推進センター南部分室事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府長岡京市友岡4丁目18番1号
一般財団法人長岡記念財団
- 6 契約金額（税込み）
5,360,000円
- 7 契約内容
 - (1) 就労及び就労に関する生活面での相談及び指導・助言
 - (2) 就労者に関する雇用管理に係る助言や就労者と企業等との調整及び問題の早期解決
 - (3) 市内の障害者就労支援事業所、総合支援学校等が行う就労支援・定着支援に対する適切なサポート
 - (4) 就労モチベーションを長期にわたり維持・向上させるための環境づくり
 - (5) 長期的な定着状況の把握と効果的な定着支援へのフィードバック
 - (6) その他事業目的を推進するために必要な事項
- 8 随意契約の理由
京都市域における障害のある人の長期就労をサポートする推進センターについては、“京都障害者就業・生活支援センター”と一体的連携を行うことにより、仲間づくり支援の実施や同支援センター登録者の長期就労の状況を調査するなどにより、京都市域における長期就労環境を構築しようとするものである。よって、推進センターの運営に当たっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある人の就業に関わる生活支援や就労支援のノウハウをもつ団体と契約する必要があり、契約の性質が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
平成30年度から法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加されるなど、精神障害のある方の就労、定着支援のニーズが今後飛躍的に増加していくことが見込まれているため、京都市障害者職場定着支援等推進センターに、新たに南部分室を設置したうえで、精神障害者対応の専門人員（精神障害者職場定着支援員）を配置して対応することとなった。
推進センター南部分室の運営にあたっては、定着支援業務の実績を有し、障害のある方の就業に

係る生活支援や就労支援のノウハウを持ち、障害のある方の就業面での支援や仕事を行うために必要な生活面での支援を実施する「しょうがい者就業・生活支援センターはあとふるアイリス」と就業・生活支援から定着支援までを、切れ目なく一体的に支援できる唯一の団体である「一般財団法人長岡記念財団」に事業委託をする。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市障害者社会参加推進センター運営事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生坊城町19番地の4 京都市みぶ身体障害者福祉会館内
公益社団法人 京都市身体障害者団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
6, 223, 000円
- 7 契約内容
京都市障害者社会参加推進センターの運営
- 8 随意契約の理由
契約内容が社会参加の推進に関する事業の実施，調査研究等を委託するというものであり，障害保健福祉に関する専門知識等が必要であることから，委託先が特定の1者に限られるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益社団法人京都市身体障害者団体連合会は，京都市内に居住する身体障害者で構成する団体の組織活動を推進し，京都市域における身体障害者の福祉の増進，社会への完全参加と平等の達成を図ることを目的として活動しており，昨年度までの事業実績及び事業の実施に必要なスタッフを有している京都市内唯一の団体であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
全国障害者スポーツ大会派遣事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区高野玉岡町5番地
公益社団法人 京都市障害者スポーツ協会
- 6 契約金額（税込み）
12,721,000円
- 7 契約内容
全国障害者スポーツ大会への京都市選手団の派遣
- 8 随意契約の理由
委託内容が障害者スポーツ大会に出場する選手の選考や強化練習等という専門性・ノウハウを要するものであるということから、契約の目的が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市内においてこの委託内容を履行できる団体は、京都市における障害者スポーツの核として活動を続けており、必要なスタッフと長年の実績を有している公益財団法人京都市障害者スポーツ協会以外にないため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
精神科救急情報センターの運営に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区猪熊通丸太町下る仲ノ町519番地 京都社会福祉会館内4階
一般社団法人 京都精神保健福祉協会
- 6 契約金額（税込み）
26,884,000円
- 7 契約内容
精神科救急情報センターの運営に係る業務について下記の各号に掲げる業務を委託する。
 - (1) 精神科救急医療に係る電話相談
 - (2) 精神科救急医療を提供する病院の紹介及び調整
 - (3) 医療機関、関係機関との連絡調整
 - (4) その他、精神科救急情報センターに関連する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
精神科救急情報センターは、緊急に精神科医療を必要とする精神障害者からの相談を受け、救急医療施設等の関係機関と連携調整を行うなど、精神科救急医療の提供の窓口となることを主な業務とするが、その業務の性質上、迅速かつ適切な業務遂行が求められるため、精神障害者に対する深い知識と理解及び関係機関との密接な連携が必要不可欠となるので、競争入札には適さないため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先として選定予定の京都精神保健福祉協会は、精神保健福祉に関する啓発活動、精神保健福祉関係者の知識の向上、関係諸関・諸団体との連携を主な活動目的とし事業を展開しており、精神障害者に対する相当な知識と理解及び関係機関との協力体制を備え兼ねているので、迅速かつ適切な業務遂行が確保できるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度特定医療費業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局障害保健福祉推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル筍町691番地
株式会社パソナ
- 6 契約金額（税込み）
48,405,600円
- 7 契約内容
平成30年度特定医療費業務委託
- 8 随意契約の理由
平成30年度特定医療費業務委託事業に当たっては、受託候補者がこれまで培ってきた専門知識、ノウハウ、実施体制等により、履行内容や履行方法に顕著な差異が現れることが予想されるため、競争入札により価格のみの要素で契約を行うことは適切でない。
このため、価格のみで委託先が選定する競争入札には適さず、公募型プロポーザルに基づく審査結果に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
平成30年2月8日に受託候補者選定に係るプレゼンテーションを実施し、審査した結果、株式会社パソナが適当と判断したため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
就労意欲喚起等支援事業委託契約

2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日
平成30年4月1日

4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区茶屋町1-27
株式会社東京リーガルマインド

6 契約金額（税込み）
138,900,000円

7 契約内容

当事業は、就労歴や就労に対する意欲が乏しい者等、就労に向けた課題をより多く抱えた生活保護受給者及び生活困窮者の状況に応じたきめ細やかな支援を実施するため、カウンセリングに必要な資格を有するなど専門的な技術を持ったキャリアカウンセラーが、個別カウンセリングを行い、就労意欲を喚起するとともに、就職活動をサポートする。

また、就労意欲の喚起後には、雇用情勢等の労働市場に関する専門的な知識を有する求人開拓員が、生活保護受給者及び生活困窮者に求人の紹介を行う。

8 随意契約の理由

職業相談の専門家であるカウンセラーによる生活保護受給者及び生活困窮者（以下、生活保護受給者等）への支援業務と、生活保護受給者等の個別事情に応じた求人情報を開拓し提供する求人開拓員による支援業務の委託に当たっては、契約の相手方の能力、技術、経験等により、履行内容、履行方法に顕著な差異が現れるため、契約の相手方には、価格以外に就労支援に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、人員確保の手段、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較したうえで選定する必要がある。

従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、専門的な援助の技術力や本業務への理解度、提案内容的確性、業務の実施体制などの観点から業者の選定を行い、随意契約を締結することとした。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集し複数業者から応募があり，企画提案書，プレゼンテーションの内容を，当課で定めた評価基準に基づき7名の職員で総合評価を行った結果，株式会社東京リーガルマインドが最も高い評価となり，当事業を委託できるものと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
生活保護等レセプト2次点検強化事業

2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日
(当初)平成30年4月1日
(変更後)平成30年6月21日

4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区徳井町2-4-14
株式会社 メディブレーン

6 契約金額(税込み)
(当初)13,463,280円
(変更後)16,227,520円

7 契約内容

「生活保護法」に基づく医療扶助及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく医療支援給付(以下「医療扶助等」という。)の適正な給付とケース処遇の充実を図るための、レセプト内容点検、資格点検業務、レセプト管理業務及び医療扶助適正化に向けた分析業務。

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

医療扶助等の適正な給付と、ケース処遇の充実を図ることを目的としたレセプト点検業務の委託に当たっては、契約の相手方の能力、技術、経験等により、履行内容、履行方法に顕著な差異が現れるため、契約の相手方には、価格以外にレセプト点検業務に関して、業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、人員確保の手段、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較したうえで選定する必要がある。従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、専門的なレセプト点検の技術力や本業務への理解度、提案内容の的確性、業務の実施体制などの観点から業者の選定を行い、随意契約を締結するもの。

なお、事案を減少させるため、特に事後発行医療券の件数の多い医療機関等を集計し、原因を分析したうえで、事後発行医療券を無くするための必要な調整を行う「医療券・調剤券事後発行処理業務」及び、既の実施している「施術レセプトの巡回点検」において、より効率的かつ効果的に施術報酬の点検を行うために、2次点検(事後点検)を支払前点検に変更することに

ついて、点検場所（区・支所保健福祉センター）の準備が整った6月から変更契約を行うもの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集し1事業者から応募があり、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき6名の職員で総合評価を行った結果、株式会社メディブレーションが高い評価を獲得し、当事業を委託できるものと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
チャレンジ就労体験事業の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
21,205,000円
- 7 契約内容
長期のひきこもりにあるなど、社会や人との関わりに不安を抱き、就労に至ることが困難な者を対象とした就労体験の場の提供や体験者の支援及び就労体験先の開拓
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護を受給している被保護者及び現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の中には、長期の引きこもりや対人関係の構築の失敗等により、就労に対する不安を抱え、ひいては社会との関わりに不安や不信感を抱き、就労に至ることが困難な者が多い。こうした者を対象に、就労への関心を持たせるための動機付け、その関心を高めるための多種多様な就労体験先の提供、さらには就労体験終了後のフォローアップ等、きめ細かに寄り添い、支えることで就労や社会とかかわることへの不安の払しょくを図り、更には自立につなげていくことを目的に、業務を委託するに当たっては、契約の相手方の能力、技術、経験等により、履行内容、履行方法に顕著な差異が現れるため、契約の相手方には、価格以外に就労支援に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、人員確保の手段、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較したうえで選定する必要がある。
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、専門的な援助の技術力や本業務への理解度、提案内容の的確性、業務の実施体制などの観点から業者の選定を行い、随意契約を締結することとした。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託者を募集したところ、1事業者（社会福祉法人京都市社会福祉協議会）から応募があり、企画提案書、プレゼンテーションの内容を、当課で定めた評価基準に基づき4名の職員（生活福祉部長及び生活福祉課職者3名）で総合評価を行った結果、社会福祉法人京都市社会福祉協議会が最低選定基準点（80点）を上回る評価点を獲得し、当事業を委託できるものと判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市住居確保給付金事業の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1ひと・まち交流館内
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
14,331,680円
- 7 契約内容
京都市住居確保給付金支給事業に関する事務のうち、支給申請の相談受付を行う窓口業務、支給決定等に係る事務作業、受給者に対する就労支援等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託業務の遂行に当たり、受託者は以下の条件に該当する必要がある。
 - (1) 利用者の就業に向けた適性把握や面接相談などの就労支援にとどまらず、生活レベルまで踏み込んだ自立支援を実施できる十分な能力を有すると認められること。
 - (2) 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とする世帯に対して生活資金や住居入居資金などの貸付を行う「総合支援資金」との密接な連携が図られること。
 - (3) 幅広い福祉施策に精通し、必要に応じて、こうした施策へ速やかに繋げられるよう、各区福祉事務所と密接な連携をとることが可能であること。
 - (4) 各行政区において、受託業務を実施する十分な体制を整えることができると認められること。これらの条件をすべて満たすことができる受託先は、生活困窮者等に対する生活支援をはじめ、全市レベルでの地域の社会福祉活動を総合的に推進する法人であり、市内に各区社会福祉協議会を設置し統括する京都市社会福祉協議会のほかには存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度年金検討員派遣事業の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月2日
- 4 履行期間
平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332番地
京都府社会保険労務士会
- 6 契約金額（税込み）
32,940,000円
- 7 契約内容
本事業は、生活保護法の基本原理である生活保護制度に優先する他法他施策の活用の徹底を図るため、社会保険労務士有資格者を各区役所・支所保健福祉センターへ派遣し、生活保護受給者の年金受給資格の検討、年金受給が可能な者に対する裁定請求支援や、他法他施策活用に向けた助言を行うものである
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業実施に当たっては、年金をはじめとする他法他施策について専門的知識や支援ノウハウを有する人材の確保が必要となるが、年金受給に向けた裁定請求支援については、社会保険労務士業務に該当し、社会保険労務士無資格者や、人材派遣会社等への本事業の業務委託は社会保険労務士法第27条に抵触することから、一般企業への業務委託ができない内容の業務となっている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府社会保険労務士会は、昭和44年12月に発足し、京都府内6支部、個人会員887名、法人会員29法人（平成30年4月1日現在）の会員がおり、市内全域からの人材登用が可能であるとともに、会員の業務活動を支援する団体としての活動を行っており、事業コーディネート機能を有する適当な団体であると認められる。

また、法人事業として、①無料年金、総合労働相談、②年金事務所からの受託による街角年金相談センターへの会員派遣といった事業実績があり、本事業のコーディネート機能を有し、本事業の内容を達成することのできる適当かつ唯一の団体であるため、同団体へ事業を委託するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
平成30年度京都市ホームレス衛生改善事業の委託契約

2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日
平成30年4月1日

4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽高島町69番地
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター

6 契約金額（税込み）
5,199,000円

7 契約内容

現にホームレス状態にある者に対して日常生活や就労に関する助言等を行うとともに、入浴や洗濯等の機会を提供することでホームレスの衛生状態を改善し、かつ、清潔に保つことで、ホームレスの自立意欲や路上生活からの脱却に向けた意欲を促進することを目的とする事業を委託する。

8 随意契約の理由

本市のホームレス数は、平成30年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（以下、「実態調査」という。）」において、53名のホームレスを確認しており、平成15年1月実態調査の結果（624名）から大きく減少している。しかし、ホームレス個々人の状態を見ると、路上生活を脱却する意欲の減退が進行しており、その結果、路上生活期間が長期に及んでいる者が増加している。

ホームレスについては、生活基盤となる住居がないことから、入浴や洗濯などが行えず、衛生状態を良好に保つことが難しい状況にあり、就労を妨げる要因となることは当然として、感染症や健康面の悪化など体調不良を引き起こす可能性が極めて高い。また、こうした状態がホームレスに対する偏見といった人権に関わる問題を引き起こし、ホームレスの自立を阻害している。

本事業は、これらホームレスが置かれている状況を踏まえ、自立に向けた生活相談を行うとともに、入浴・散髪・洗濯の機会を提供することにより、ホームレスの衛生状態を良好に保つことで、将来的な自立に向けて支援するものである。

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき実施するものであることから、同法の規定により法人格を有していることが条件となる。本市内に拠点を持つホームレス支援団体のうち、法人格を有する団体は2団体あるが、このうちの1団体に対して本事業の実施に関する意向を確認したところ、既

存業務が繁忙であることや人員等の捻出が困難であるとの理由から、受託不可の回答を得ている。

もう1つの団体である「公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター」においては、本市内において長らく独自でホームレス及び生活困窮者支援に取り組んでいることから、本市の福祉施策等について精通しているため、ホームレスの相談に対応する施策の紹介を適切に行うことができる。また、独自のネットワークにより、ホームレスを対象とした企業から職の斡旋を受けており、福祉施策の活用を希望せず独力で自立を希望するホームレスに対して、職の紹介等を行うこともできる。これは、本市のホームレス支援団体においては当該法人のみが有するものであり、本事業の目的を達するために必要な要素である。

以上から、他に履行できる団体は存在せず競争入札に適していないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンターと随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市ホームレス居宅生活移行支援事業の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽高島町69番地
財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）
7,200,000円
- 7 契約内容
無料定額宿泊所に入所しているホームレスに対し、居宅生活の安定化に向け、必要な支援や居宅の手配を行う。
- 8 随意契約の理由
無料低額宿泊所には、比較的高齢であり、疾病等を有することにより就労の困難なホームレスや、稼働年齢層であるものの、薬物犯罪、アルコールやギャンブルへの依存性、発達障害や精神障害を有する等の要因により、直ちに就労が困難なホームレスが入所している。
両施設の入所者は、こうした様々な課題に加え、就労への動機が弱く、さらに、生来の気質やホームレス生活の長期化等により、一般的な生活能力を著しく欠く者が多く、身だしなみや、挨拶、身の衛生管理等の基礎的な生活習慣の修得、また、金銭管理、服薬管理等も含めた支援・指導を必要とする。したがって、契約の目的が競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の受託予定者は、以下の条件に合致しなければならない。
(1) 疾病や障害に類似する様態、薬物やアルコールへの依存、生活能力の欠如をはじめとする多

様な困難を抱える入所者に対してアセスメントを行うための専門的知見を有する支援員を配置できること。

(2) 対象者が抱える課題や生活能力に見合った家賃、環境等の条件を満たす賃貸物件について、不動産事業者との緊密な連携のもと収集、把握し、居宅確保に向けた相談、助言、指導を行うことができること。

(3) 身体上・精神上の障害及び健康面での課題を有する入所者を支援するため、また、薬物犯罪を含む犯歴を有する入所者を支援するため、医療機関や更正保護施設等との連携を十分に図れること。

(4) その他、入所者の抱える多様な困難に対応するため、福祉事務所をはじめとする関係機関や、法律事務所などの専門的機関との連携体制が構築されており、各種制度の積極的な活用が可能であること。

上記の条件に合致する団体は、「財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター」（以下、「同法人」という。）以外に存在しない。

同法人は、昭和37年に財団法人日雇い労働者協会（現財団法人ソーシャルサービス協会）として発足して以来、本市内において、医療品・日用品等の提供や炊出し活動、就業機会確保のための地元新聞へのチラシ掲出等ホームレスの自立・生活支援などに取り組んでおり、入所者の支援に必要な関係機関との連携、とりわけ不動産事業者との連携については、ホームレスの居宅確保に向けて定期的な情報共有に加え、対象者に同行して物件探しを行うなど、協力関係の構築が図れている。

サポートホーム及びソーシャルホームにおける詳細な支援に係る知見等は、長年に渡り独自の手法で両施設における支援活動を続けてきた同法人のみに蓄積されており、同法人以外の事業者が本件委託業務を受託した場合、関係機関との連携体制の構築等に相当の時間を要することはもとより、入所者が個々に抱える多様な困難に応じた支援手法の確立についても多大な時間を要することは必ずのため、受託後すぐに円滑で効果的な事業実施は見込めない。

したがって、「業務を履行できる者が特定されており、競争入札に適しておらず地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから当該法人と随意契約を行う。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成30年度京都市ホームレス緊急一時宿泊事業に係る宿泊施設の賃貸借契約

2 担当所属名

保健福祉局生活福祉部生活福祉課

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区東洞院通塩小路上る東塩小路町556番地
有限会社カリヤス

6 契約金額（税込み）

110,000,000円（予定総額）

7 契約内容

ホームレスを一時的に宿泊させる緊急一時宿泊施設として、契約の相手方の有する京都ホワイトホテル及びホワイトハウスの2物件を提供するとともに、利用者の宿泊に関して、飲食物の提供やリネン交換等のサービス提供を行う。

8 随意契約の理由

緊急一時宿泊施設の実施事業者においては、予測できない日々の入所依頼に対応できる施設規模が求められる。

「有限会社カリヤス」は、本市下京区を拠点として旅館業を営んでおり、平成21年度から通年化した「京都市ホームレス緊急一時宿泊事業」の実施先として、長年に渡り緊急一時宿泊施設としての運営実績を有し、事業の目的や本事業の実施先として担う役割を熟知していることに加え、ホームレスが緊急一時宿泊施設への入所に至った背景や健康状態に留意した対応を行うなど、ホームレスに対する偏見を持たず、深い理解のもと、事業運営に取り組んでいる。

更に、宿泊料金の支払い方法について、他都市では、入所の有無に関わらずあらかじめ一定の客室を確保するために前金払いを行う例もある中、「有限会社カリヤス」は、入所実績に応じた翌月払いに応じていることから、本市にとって有利な契約を締結できる。

本件の契約事業者を競争入札により募った場合、上記のとおり事業目的や役割等をしっかりと理解し、かつ、本市にとって有利な契約を締結する事業者を選定することはできない。

以上から、競争入札に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、「有限会社カリヤス」と随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市ホームレス自立支援センター事業の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽高島町69番地
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）
34,219,000円
- 7 契約内容
京都市ホームレス自立支援センターに入所させたホームレス（以下、「入所者」という。）を対象に、宿泊場所の提供と就労・日常生活支援を行う。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うとともに、センターに入所したホームレス（以下、「入所者」という。）が抱える様々な課題について十分に理解したうえで、就労相談や採用面接の訓練といった就労支援、退所後を見据えて健全な生活を送るための生活訓練、また、居宅生活に移った後に安定した生活を維持するための相談や指導を行う必要がある。
とりわけ就労支援においては、入所者の就業可能性を高めるため、企業等が求める人材のニーズを十分に把握したうえで、入所者の状況に応じた就労計画書を作成する必要があるが、求人側のニーズについては、短期的なニーズに加え、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えたうえで、長期的な観点からのニーズの把握が必要であり、雇用情勢に関する継続的な調査・分析・研究も欠かせない。
また、入所者に対しても、日々の生活状況の把握や個別相談を通じて、その者が有する能力や適性等を十分に把握したうえで、職業能力の開発及び向上を図る必要があり、入所者の観察、記録、見守りなど、きめ細やかな対応が求められる。
このため、本事業は、価格のみをもって委託先を選定することは望ましくないことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本事業の受託予定者は、以下の条件に合致しなければならない。

- (1) 入所者の就業可能性を高めるため、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えたうえで、短期的、長期的な観点での求人ニーズを把握するとともに、雇用情勢に関する継続的な調査・分析・研究が行えること。
- (2) 入所者の生活歴や健康状態といった日々の生活状況の把握や個別相談を通じて、入所者の観察、記録、見守り等をきめ細かにを行い、入所者が有する能力や適性等を十分に把握したうえで、職業能力の開発及び向上を図ること。
- (3) 公共職業安定所をはじめとする各種支援機関との積極的な情報共有や緊密な連携体制を構築していること。
- (4) 入所者が抱える様々な課題のうち、身体・精神上的の障害及び健康面での課題に対して対応できるよう社会福祉士や看護師といった専門的な資格を有する人員体制が整っていること。

この4条件について、個々に満たす事業者は存在するものの、全ての条件を満たす事業者は、現時点で、京都市内を含め近隣府県で類似施設を運営している数団体しかなく、業務委託に当たり、本市から個別にヒアリングを行ったところ、実施体制、予算規模等、また、市内の雇用情勢や関係機関との連携構築に時間を要することを理由として、事業を請け負うことが困難であるとの回答を得たものの、唯一、公益社団法人ソーシャルサービス協会のみが事業の実施が可能であるとの提案を受けた。

公益社団法人ソーシャルサービス協会については、日雇労働者の雇用機会提供支援のため、昭和37年に設立され、これまで、ホームレスに対する無料職業紹介や職業訓練といった就労支援を中心とした自立支援に取り組んでいるほか、ホームレス自身の就業ニーズや求人側のニーズの調査、分析により、対象者の職業能力の開発や向上に取り組んでいる。

また、社会福祉士や看護師といった専門的な資格を有する人員が配置され、精神疾患等の疾病、健康面、多重債務、薬物やアルコール異存等、複合的な課題を抱えたホームレスに対する継続した支援を行っている。

このように、上記(1)~(4)の全ての条件を満たし、事業の受託が実質的に可能である団体は、現時点で、公益社団法人ソーシャルサービス協会以外には存在せず、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に規定する「(1) 特定の1者しか履行できないもの」のうち「ウ 契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定されるもの」に該当するため、当該団体を選定したものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市ホームレス能力活用推進事業業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽高島町69番地
公益財団法人ソーシャルサービス協会
- 6 契約金額（税込み）
6,850,000円
- 7 契約内容
就労意欲がありながら、離職期間の長期化等により、一般的な求職活動による就労が困難と思われるホームレス支援施設の入所者等を対象に、職業訓練的な職の開拓や情報収集、提供を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ホームレス支援施設に入所するホームレスは、高齢や疾病により就労の困難な者や、稼働年齢層であるものの、薬物犯罪、依存性、発達障害や精神障害がある等の課題を抱えると同時に、就労への動機が弱く、さらに、生来の気質やホームレス生活の長期化等により、一般的な生活能力を著しく欠く者が多く、身だしなみや、挨拶等の基本的なマナーから指導を必要とする方が多い。
こういった対象者のそれぞれの状況に応じて就労意欲の喚起を図るとともに、就労ニーズに応じて支援を行う必要があるため、価格のみをもって委託先を選定することは望ましくなく、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業の実施に当たっては、以下の要件を満たす必要がある。
(1) ホームレスが抱える様々な課題について、十分に理解していること。とりわけ、ホームレスが置かれている境遇や環境、社会における認識、対応の歴史等について理解していること。

- (2) 疾病や障害に類似する様態，薬物やアルコールへの依存，生活能力の欠如をはじめとする多様な困難を抱える入所者に対してアセスメントを行うための専門的知見を有する支援員を配置できること。
- (3) 対象者が抱える課題や生活能力の見立てを正確に行い，適切な軽作業を判断できること。
- (4) 支援対象者の抱える多様な困難に対応するため，福祉事務所をはじめとする関係機関や，法律事務所などの専門的機関との連携体制が構築されており，各種制度の積極的な活用が可能であること。

これらの条件について，(1)～(4)の条件を全て満たす事業者は公益財団法人ソーシャルサービス協会しか存在しない。

よって，「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」に規定する「2 その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき（令167条の2第1項第2号）（1）特定の1者しか履行できないもの イ 特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約」に該当するため，当該団体を選定したものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市ホームレス訪問相談事業（緊急一時宿泊施設）の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽高島町69番地
公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター
- 6 契約金額（税込み）
15,965,000円
- 7 契約内容
緊急一時宿泊施設入所者に対する生活相談への対応のほか、面談を通じてホームレス状態に至った背景・要因等を分析し、支援計画（案）の策定及び支援計画に基づく支援を行う
- 8 随意契約の理由
本事業は、さまざまな課題を抱える支援対象者一人ひとりに寄り添いながら、丁寧にアセスメントを行い、個々人の状況に合わせた支援計画案を策定することで、それぞれが抱える課題の解消を図るとともに、施設を退所した後も安定した生活を送ることができるよう支援するものであり、競争入札により価格のみの要素で契約を行うことは適切ではない。
このため、価格のみで委託先を選定する競争入札には適していないことから、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター」は、社会福祉士等の資格を持つ職員が複数名所属しており、支援対象者一人ひとりのアセスメントを的確かつ速やかに行うことができる体制が整っている。また、当該法人は、本市内において長らく独自でホームレス及び生活困窮者支

援に取り組んでいることから、本市の福祉施策等について精通しており、支援対象者の支援計画案を策定するに当たって、適切な支援内容を構築することができる。

本事業は生活困窮者自立支援法の規定により法人格を有している必要があるが、本市内に拠点を持つ法人格のあるホームレス支援団体2団体のうち、1団体は既存業務が繁忙であることや人員等の捻出が困難であるとの理由から、受託不可の回答を得た。

以上から、他に履行できる団体は、「公益財団法人ソーシャルサービス協会ワークセンター」しかないことから契約の相手方に選定するものである。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市ホームレス訪問相談事業の委託契約（路上等）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条上御霊町64番地1 アンビシヤス梅垣ビル1階
特定非営利活動法人ゆい
- 6 契約金額（税込み）
13,753,000円
- 7 契約内容
路上や河川等で生活しているホームレスや居宅生活に移行した元ホームレスが生活する場所を継続的に訪問し、これらの人が抱える問題を把握するとともに、支援施策等の紹介や利用勧奨を行う。
- 8 随意契約の理由
本事業は、ホームレス等の支援に関する専門的な知識と経験が必要であるとともに、ホームレス等への継続した支援に基づく信頼関係のもとに実施できるものである。本市において、同種事業を地域の理解と協力を得ながら市全域において実施し、かつ、実際に路上に起居しているホームレスや居宅生活等に移行した者と密接に関係があり、信頼関係が構築されている団体は、委託先として選定している当該団体のみであることから、競争入札に適さないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市ホームレス居宅定着支援事業（支援員の配置・緊急一時宿泊施設）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府河内長野市河合寺423番1
社会福祉法人みなと寮
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
ホームレス等の支援対象者に緊急一時宿泊施設入所時から居宅生活へ移行した後までの一貫した支援を実施する。
- 8 随意契約の理由
本事業の委託先選定に当たっては、単に価格のみの要素で判断することは適切ではなく、本事業に対する理解度や考え方、ホームレス等の生活困窮者支援に関するノウハウ、業務に従事する職員の能力と体制、人員確保の手段、個人情報保護への対策等を比較する必要がある。
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザル方式により、業者の選定を行い、随意契約を締結することとした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集したところ、受託者からのみ、応募があり、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、事前に定めた評価基準に沿って評価した結果、受託候補者として相応しいと判断し委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業（平成30年度分）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「生活保護電算システムに係るソフトウェア保守作業（平成30年度分）」コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,814,008円
- 7 契約内容
生活保護の業務運用全般を管理する電算システムのソフトウェア保守作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護電算システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに京都市向けのカスタマイズを加えたシステムである。
ソフトウェア保守作業については、障害発生時の原因調査、データ修正及び運用復旧に迅速に対応する必要があるが、その作業に当たっては、ソフトウェア開発を実施した者が保持する高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となる。
このため、生活保護電算システムのソフトウェアを開発した日本電気株式会社を含む当該コンソーシアムと随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
被保護者調査新規項目追加に伴う生活保護システム改修
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,128,975円
- 7 契約内容
厚生労働省の生活保護業務データシステムに送信する被保護者項目追加等に伴う
生活保護電算システムの改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護電算システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに京都市向けのカスタマイズを加えたシステムである。
改修作業に当たっては、稼働中のシステムに影響を与えることなく一定期間内に作業を完了させること、障害発生時の原因調査、データ修正及び運用復旧に迅速に対応する必要があるが、その実施に当たっては、ソフトウェア開発を実施した者が保持する高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となる。
このため、生活保護電算システムを開発した日本電気株式会社と随意契約を行うものである
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
生活保護電算システム機器類リース（本番環境）の再リース
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区神田練堀町3番地
東京センチュリー株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,233,248円
- 7 契約内容
現生活保護電算システムサーバ等機器類の再リース
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当契約は平成30年3月31日まで賃貸借契約を行った機器類の再リースである。
現生活保護電算システム（以下、「システム」という。）については、OSのサポート終了、障害発生時の交換部品がなくなる可能性があるため、平成31年12月以降に順次システムのバージョンアップを行う予定であるが、システムのバージョンアップまでの間、現行の電算機器類を使用する必要がある。
そのため、システムのバージョンアップまでのリースであるため、新たな機器をリースするよりも、現在リースしている機器を再リースする方が著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのある契約であり、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン5（1）に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
生活保護基準見直しに伴う生活保護システム改修
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年8月7日
- 4 履行期間
平成30年8月7日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,996,706円
- 7 契約内容
平成30年10月から一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため生活保護基準の見直しが行われ、激変緩和措置として、3年間かけて段階的に基準額が改定される。
それに伴い生活保護電算システムに項目追加及び支給額計算等の改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護電算システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに京都市向けのカスタマイズを加えたシステムである。
改修作業に当たっては、稼働中のシステムに影響を与えることなく一定期間内に作業を完了させること、障害発生時の原因調査、データ修正及び運用復旧に迅速に対応する必要がある。
そのため、実施に当たっては、ソフトウェア開発を実施した者が保持する高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となるため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
進学準備給付金の創設に伴う生活保護システム改修
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部生活福祉課
- 3 契約締結日
平成30年8月7日
- 4 履行期間
平成30年8月7日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,107,202円
- 7 契約内容
平成30年度に生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援のため、国が「進学準備給付金」を創設する。それに伴い、生活保護電算システムに進学準備給付金の機能を追加するための改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生活保護電算システムは、システム構築業者が所有するパッケージソフトに京都市向けのカスタマイズを加えたシステムである。
改修作業に当たっては、稼働中のシステムに影響を与えることなく一定期間内に作業を完了させること、障害発生時の原因調査、データ修正及び運用復旧に迅速に対応する必要がある。
そのため、実施に当たっては、ソフトウェア開発を実施した者が保持する高度な専門技術、専門知識及び本システムに関する詳細な情報技術が必要となるため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
70歳以上の自己負担額の上限額変更に伴う国民健康保険オンラインシステム改修（平成30年度）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「70歳以上の自己負担額の上限額変更に伴う国民健康保険オンラインシステム改修（平成30年度）」コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
63,212,886円
- 7 契約内容
70歳以上の国民健康保険被保険者の医療費に係る自己負担額の上限額変更に伴う国民健康保険オンラインシステム改修

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

次のように契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社を代表者とする「70歳以上の自己負担額の上限額変更に伴う国民健康保険オンラインシステム改修（平成30年度）」コンソーシアムと随意契約を締結する。

国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社（以下、「日本電気」という）の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、前述の著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって、契約の相手先が特定されるものである。

本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とする。また、NECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアは、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、日本電気が著作権を有するソフトウェアの使用を許諾されていることから、コンソーシアム構成員と認める。

なお、コンソーシアムの代表者である日本電気については、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器レンタルの賃借料
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器に係る賃貸借業務」コンソーシアム
(代表者) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額(税込み)
42,100,560円
- 7 契約内容
オンライン端末94台(区役所・支所設置分93台,保健福祉局設置分1台)とそれらに伴うプリンター等の付属機器の賃借
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
次のように契約の相手方が特定されるため、株式会社J E C Cを代表者とする「日本電気株式会社製国民健康保険オンライン端末・付属機器に係る賃貸借業務」コンソーシアムと随意契約を締結する。
 - (1) 機器指定理由
 - ア 現在稼働している国民健康保険オンラインシステムのホストコンピュータが日本電気株式会社製であることから、システム環境を正常に維持するためには、端末その他付属機器について、同社製機器を使用する必要がある。
 - イ 現在、国民健康保険オンラインシステムにおいて使用している外字は、ホストコンピュータ上で日本電気株式会社がサポートしている漢字コード領域で作成しているため、他社製機器を使用した場合は、新たに作成し直す必要がある。
 - ウ 国民健康保険オンラインシステムにおいて、日本電気株式会社製エミュレーターソフトウェア用に画面定義情報が作成されているため、他社製機器を設置した場合、現在の国民健康保険オンラインシステムの改造が必要となる。
 - エ 既存システム(被保険者証発行システム等各種システム)とこの契約で調達する端末等は接続し、一体として稼働させることとなるが、既存システムと一体化したシステムの一

部に障害又は故障が発生した場合は障害又は故障の発生箇所、原因等の特定が困難であり、複数の者から調達した機器によってシステムを構成した場合は、障害又は故障の場合の責任の所在が不明確となるため、障害又は故障からの復旧が困難となる。

(2) 障害発生時の機器等交換の必要性

被保険者証の即時発行等の即時に処理すべき市民サービス業務が停止若しくは著しく遅延し、又は誤った被保険者証の発行等があった場合は、市民生活に多大な支障が生じる。システムに障害が発生した場合であっても、長時間停滞させず、市民生活への影響を最小限にするためには、故障原因となった機器の交換を含め迅速に対応しなければならない。そのためには、機器交換が可能な契約を締結する必要がある。

(3) 機器指定と機器交換の可能な賃貸借契約

一般にレンタル契約は、貸し手があらかじめ不特定多数の借り手のために用意した物件の中から必要な物件を選択して借りるものであって、故障した場合の交換が可能であるが、貸し手があらかじめ用意している数量を超えて調達することはできない。また、通常、不特定多数の借り手が存在しない物件の場合は、貸し手が存在し得ない。本市が調達しようとする機器等は、需要が少ない専用機器であるため、一般のレンタル契約の対象物件として取り扱っている者がいない。一方で、一般のリース契約では、特定の借り手のために貸し手がメーカーから調達するものであって、特定の物件を指定することが可能であるが、貸し手は、借り手が引渡しを受けた物件以外にはそのような物件を調達し、保有することがないため、故障の場合の交換は不可能である。

株式会社J E C Cは、借り手の個別の要望に応じた物件をメーカーから調達して貸し、当該物件に障害が発生した場合の交換を可能とする契約をレンタル契約と呼称して提供している。日本電気株式会社が指定する端末機器について、上記のような契約の履行が可能なのは他になく、契約の相手方が特定される。

本業務の履行にあたって、株式会社J E C Cは、協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、以下役割を分担し受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とする。

- ・賃貸する業務 株式会社J E C C
- ・物件稼働責任（物件の返還を含む） 日本電気株式会社
- ・技術支援業務 NECソリューションイノベータ株式会社
- ・物件保守業務 NECフィールドディング株式会社

また、NECフィールドディング株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社は、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、自治体におけるシステム開発・保守の実績が10年以上あり、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを株式会社J E C Cが保証していることから、コンソーシアムの構成員として認める。

なお、コンソーシアムのメンバーである日本電気株式会社については、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検等の業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区西本町3-1-31 R&Hビル
株式会社コアジャパン
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,851,520円
- 7 契約内容
柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
療養費の適正化を目的とした契約であり、内容点検等の実施に当たっては、価格だけでなく、実施方法等について、業者ごとに顕著な差異が現れるものと推察されるものであり、競争入札に適さないため、プロポーザル方式により業者選定後、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルの実施に当たっては、京都市ホームページにおいて参加者を募集し、「柔道整復施術療養費支給申請書の内容点検等の業者受託候補者選定委員会」を開催したところ、参加事業者3者のうち株式会社コアジャパンが最も高い評価点を得たことから受託候補者として選定した。その後、委託内容の詳細について合意を得たため、株式会社コアジャパンを委託契約先とした。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険診療報酬内容審査業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）35,189,000円
- 7 契約内容
診療報酬明細書（レセプト）の内容審査
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託先である京都府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条の規定に基づき、都道府県ごとに会員である保険者（市町村及び国民健康保険組合）が共同して設立する国民健康保険法の目的を達成するために必要な事業を行う公の法人であり、京都府内の医療機関からの国民健康保険レセプトデータを受付、管理している唯一の団体である。

国民健康保険レセプトデータ等の伝送に使用するシステムは、連合会が京都デジタル疎水ネットワークを利用して独自に設計・開発したものであり、連合会側・各保険者側のシステムの設定・管理・運用は連合会が一元的に実施している。

本業務は、高額療養費の給付業務など被保険者への影響を考慮し、保険者として早期に実施する必要があり、かつ、レセプトデータという高度の機密性を要する個人情報の取扱いを極めて慎重に行わなければならない。

従って、本件業務を履行できるのは連合会をおいて他になく、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国保システム連携に係る滞納整理支援システム改修
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「国保システム連携に係る滞納整理支援システム改修」コンソーシアム
(代表者) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
28,008,246円
- 7 契約内容
滞納整理支援システム及び現行の国保システムとのデータ連携に係る滞納整理支援システムの改修
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
滞納整理支援システム(以下「滞シス」という。)については、平成28年7月15日付で、日本電気株式会社(以下「NEC」という。)と契約し、開発を行っているところである。また、データ連携の対象となる本市国保システム(以下「ACOS」という。)は、NECが権利を有するハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステムの開発を行っているものである。
ACOSは、NECが著作権を有しており、同システムを変更する権利を有するのはNECのみであることから、NEC以外に当該業務を委託することはできない。また、本業務の履行のためには、滞シス及びACOSに関する知識や技術が不可欠であることから、競争入札による業者の選定には適さず、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の履行にあたり、NECから、グループ企業であるNECソリューションイノベータ株式

会社及び協力会社である北日本コンピューターサービス株式会社と共同することで受託業務の履行が可能であるとの申出があったことから、NECが代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を行う。

NECソリューションイノベータ株式会社は、NECグループ内でのシステムソリューション事業を担っている企業で、自治体におけるシステム開発・保守業務の実績が10年以上あり、高水準の技術レベルを保持する要員が確保できることをNECが保証していることから、コンソーシアムの構成員とすることについて妥当性がある。

北日本コンピューターサービス株式会社は、本市の滞シスの基礎となるパッケージソフトの開発事業者であり、同ソフトのカスタマイズ作業が生じる当該業務の履行に不可欠な業者であることから、コンソーシアムの構成員とすることについて妥当性がある。

(参考)

共同して業務を実施する場合、本市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、コンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）することとしている。

なお、コンソーシアムの代表者であるNECは、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
滞納整理支援システム連携に係る国保システム改修（平成30年度分）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「滞納整理支援システム連携に係る国保システム改修（平成30年度分）」コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
54,044,377円
- 7 契約内容
滞納整理支援システム及び現行の国保システムとのデータ連携に係る国保システムの改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市国保システム（以下「ACOS」という。）は、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）が権利を有するハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステムの開発を行っているものである。
ACOSは、NECが著作権を有しており、同システムを変更する権利を有するのはNECのみであることから、NEC以外に当該業務を委託することはできない。また、ACOSの改修には、同システムのハードウェア及びソフトウェアに関する知識や技術が不可欠であることから、競争入札による業者の選定は適さず、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の履行にあたり、NECから、NECグループ内でのシステムソリューション事業を担っているNECソリューションイノベータ株式会社及び協力企業である株式会社ソフィアと共同することで受託業務の履行が可能であるとの申出があったことから、NECが代表者を務めるコンソー

シアムと随意契約を行う。

NECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアは、自治体におけるシステム開発・保守業務の実績が10年以上あり、高水準の技術レベルを保持する要員が確保できることをNECが保証しており、NECは、両社に対して著作権を有するソフトウェアの使用を許諾することから、両社をコンソーシアムの構成員と認める。

(参考)

共同して業務を実施する場合、本市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、コンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）することとしている。

なお、コンソーシアムの代表者であるNECは、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度コンビニエンスストアにおける国民健康保険料の収納事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）26,463,240円
- 7 契約内容
 - （1）コンビニエンスストア本部から払い込まれた本市の発行するコンビニエンスストア収納バーコードが付されている納付書に基づく収納金の取りまとめに関すること。
 - （2）収納金の本市の指定する金融機関への払込みに関すること。
 - （3）コンビニエンスストア本部から配信された収納情報の取りまとめ及び本市への収納情報の配信に関すること。
 - （4）収納情報の原本である領収済通知書及び原符の保管に関すること。
 - （5）収納事務に係る当事者間の折衝及び報告等の調整に関すること。
 - （6）上記（1）から（5）に付随するもので本市、収納代行業者及びコンビニエンスストア本部が協議して合意した業務に関すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、国民健康保険料の納付書は、保健福祉局による一括作成のものと区役所・支所保険年金課によるオンライン作成のもの2種類があり、一括作成の納付書は、出納閉鎖日がバーコードの読取期限となっており、オンライン作成の納付書は任意の指定期限の日がバーコードの読取期限となっている。この任意の指定期限の日は、システム上、納付書作成日の2年後の日付まで入力可能であることから、既に指定期限が平成30年度以降の日付の納付書が納付義務者に交付されており、納付義務者がその納付書によってコンビニエンスストアで納付した場合、その収納データは三菱UFJニコスにしか配信されず、納付された保険料は三菱UFJニコスに入金されることとなる。そのため、他業者に委託する場合は、既に納付義務者に交付されている納付書を差し替える必要があるが、交付対象が不特定多数であることから、その差替は不可能である。

また、納付可能なコンビニエンスストアは収納代行業者の取扱いコンビニエンスストアに限定されるが、既に交付されている納付書は三菱UFJニコスの取扱い可能なコンビニエンスストアでしか支払うことができない。そのため、他業者に収納代行業務を委託すると、取扱いコンビニエンスストアが変更となり、既に交付されている納付書に表示されている取扱いコンビニエンスストアと齟齬をきたすことになる。

上記の点から収納代行業者の変更が納付義務者に多大な混乱を与えることが明らかであり、当該業務を遂行できるのは三菱UFJニコスしかなく、競争入札に適していないため、三菱UFJニコスを相手方として随意契約を締結する。

なお、費用面においては、現在、本市国民健康保険のコンビニ収納に係るシステムは、導入時の収納代行業者である三菱UFJニコスに対応した仕様となっているため、収納代行業者を変更した場合、別途システム改修が必要となり、新たな費用が発生することとなるが、三菱UFJニコスであればシステム改修に係る費用が不要となる。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度国民健康保険料収納業務に係る電算処理委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,722,753円
- 7 契約内容
 - （1）国民健康保険料に係る市会計管理者扱いの領収済通知書の内容をデータ化して乙が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク（LGWAN）を経由して、甲の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
 - （2）前号のデータ化した済通の合計と、金融機関が作成した収納日報収納合計票の合計（件数金額）を照合すること。
 - （3）国民健康保険料に係る区会計管理者扱いの領収済通知書等の内容をデータ化して乙が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク（LGWAN）を経由して、甲の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
 - （4）領収済通知書の画像データは、別途仕様書で定める期間システム上に保管し、システムから削除される前に電磁式記録媒体（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録する媒体をいう。以下に同じ。）に収録して甲に納品する。
- 8 随意契約の理由
本件委託業務は、国民健康保険料に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容をデータ化し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。
公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社と三菱UFJ銀行

京都支店間には照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行えるシステムや三菱UFJ銀行京都支店に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートが構築されており、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社以外の第三者が行った場合には、契約内容を迅速且つ確実に履行することができない。

以上の理由により、契約内容の確実な履行が可能なものが委託先となるエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社1社のみであり、競争入札に適していないため、同社を相手方として、随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市特定健康診査・特定保健指導等システム保守業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
福岡県北九州市小倉北区鍛冶町2-4-1
日本コンピューター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,905,600円
- 7 契約内容
特定健康診査・特定保健指導及び特定健康診査と同様の健康診査の事務効率化を目的として導入しているシステムの保守及び運用支援
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本システムは日本コンピューター株式会社が著作権を有するソフトウェアを作り変えることによって開発を行っているが、制度変更や機能改善のために発生するシステムの仕様変更、及び障害発生時の不具合の修正の際には、開発業者以外には公開されていない詳細な技術情報を必要とする。そのため本委託契約の業務を行えるのは開発業者である日本コンピューター株式会社に限られるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市国民健康保険人間ドック・特定保健指導等費用支払事務及びデータ管理委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,552,028円
- 7 契約内容
特定健康診査・特定保健指導費用支払事務及びデータ管理業務
（1）平成22年度から30年度に実施した人間ドックの費用支払事務及びデータ管理
（2）平成22年度から30年度に実施した人間ドックに基づく特定保健指導の費用支払事務及びデータ管理
（3）平成22年度から30年度に実施した特定健康診査に基づく特定保健指導の費用支払事務及びデータ管理
但し、特定保健指導のみ実施する機関によるものに限る。
（4）（3）の特定保健指導に係る特定健康診査のデータ管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特定健康診査等の費用の支払及びデータの送信事務を行う代行機関には、保険者としての京都市及び健診機関・保健指導機関における特定健康診査等に要する費用の請求及び支払を円滑に行うことが求められる。
具体的には、支払代行や請求等の事務のために健診機関・保健指導機関及び保険者の情報を管理する機能、事務点検のために契約情報・受診券又は利用券情報を管理する機能、健診機関等から送付された健診データの読み込み、確認及び保険者への振り分け機能、契約内容との整合性、対象者の受診資格の有無等を確認する機能、特定保健指導の開始時期及び終了時期を管理する機能、請求及び支払代行の機能を有することが不可欠であり、現時点では京都府国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の他に受託できる団体が見当たらないため、国保連合会と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

国保連合会は、診療報酬の審査支払等の委託先になっており、今回の特定健康診査における費用決済のための仕組みやネットワークについては診療報酬の支払と共通する点が多く、先に挙げた機能を満たす業者と併せて、勘案すると、現時点では国保連合会の他に見当たらず、委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした健康診査の実施に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月23日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）235,932,600円
- 7 契約内容
平成30年度京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした健康診査の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
被保険者に、同一内容の精度の高い健康診査を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの被保険者が受診できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができないため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府後期高齢者医療被保険者である京都市民を対象にした健康診査については、より多くの被保険者が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず、委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月23日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）436,959,202円
- 7 契約内容
平成30年度京都市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
被保険者に、同一内容の精度の高い特定健康診査・特定保健指導を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って、価格競争のみによって業者を選定すれば、事業の目的を達成することができないため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
特定健康診査・特定保健指導については、より多くの被保険者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他に見当たらず、委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度後期高齢者医療オンライン端末及び付属機器の賃貸借
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「後期高齢者医療オンライン端末・付属機器に係る賃貸借業務」コンソーシアム
(代表者) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額 (税込み)
8, 6 4 6, 9 9 6円
- 7 契約内容
後期高齢者医療オンライン端末37台とそれに伴うプリンター等の付属機器の賃借
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
以下の理由により、契約の相手方が特定されるため、株式会社J E C Cを代表者とする「後期高齢者医療オンライン端末・付属機器に係る賃貸借業務」コンソーシアムと随意契約を締結する。
(1) 機器の指定
次のとおり、日本電気株式会社が指定する機器を調達する必要がある。
ア 後期高齢者医療オンラインシステムのホストコンピュータは日本電気株式会社製の汎用機(ACOS)であるが、区役所等に設置するオンライン端末を、この汎用機の端末機として稼働させるためには、汎用機のソフトウェアを端末機上で稼働させるためのエミュレーターソフトウェアが必要となる。このエミュレーターソフトウェアは、製造者が他に公開していない汎用機的设计思想、構造及びOSその他のソフトウェアに関する技術情報を基に作成されるため、当該製造者以外の者は作成することができない。
イ エミュレーターソフトウェアは、日本電気株式会社が著作権を有するうえ、その内容は公開されておらず、他の者に提供されていない。したがって、日本電気株式会社以外の者が作製した端末用機器の場合は、このエミュレーターソフトウェアについて動作確認されない。さらに、ACOS端末機能を稼働させるためのエミュレーターソフトウェアについて動作保証されている端末機器は、日本電気株式会社が自らの業務用パソコンを基にACOS専用の付属機器として独自仕様により開発したものであり、他の製品をもって代替することができない。

ウ 後期高齢者医療オンラインシステムにおいて使用している外字は、ホストコンピュータ上で日本電気株式会社がサポートしている漢字コード領域で作成しているため、他社製機器を使用した場合は、新たに作成し直す必要がある。

エ 後期高齢者医療オンラインシステムにおいて、日本電気株式会社製エミュレーターソフトウェア用に画面定義情報が作成されているため、他社製機器を設置した場合、改造が必要となる。

(2) 障害発生時の機器等交換の必要性

被保険者証や納付書の発行等、即時に処理すべき市民サービス業務が停止もしくは著しく遅延し、又は誤ったものの発行等があった場合は、市民生活に多大な支障を生じる。システムに障害が発生した場合であっても、長時間停滞させず、市民生活への影響を最小限にするためには、故障原因となった機器の交換を含め迅速に対応しなければならない。そのためには、機器交換が可能な契約を締結する必要がある。

(3) 機器指定と機器交換の可能な賃貸借契約

一般にレンタル契約は、貸し手があらかじめ不特定多数の借り手のために用意した物件の中から必要な物件を選択して借りるものであって、故障した場合の交換が可能であるが、貸し手が特定の借り手のために対象物件を作製することはない。また、通常、不特定多数の借り手が存在しない物件の場合は、貸し手が存在し得ない。本市が調達しようとする機器等は、需要が少ない専用機器であるため、レンタル契約の対象物件として取り扱っている者がいない。一方で、一般にリース契約では、特定の借り手のために貸し手がメーカーから調達するものであって、特定の物件を指定することが可能だが、貸し手は、そのような特定の物件を他の借り手に貸すことができないことから、故障の場合の交換は不可能である。

株式会社J E C Cは、借り手の個別の要望に応じた物件をメーカーから調達して貸し、当該物件に障害が発生した場合の交換を可能とする契約をレンタル契約と呼称して提供している。このような契約の履行が可能なのは、他になく、また、端末機器は、日本電気株式会社製の汎用機と連携して使用するため開発された専用機器であるが、汎用機がユーザーに対する直接販売の対象となっていないため、これらの機器も株式会社J E C C以外の者から調達することができない。

なお、株式会社J E C Cは、昭和36年に当時の通商産業省の指導を契機として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータメーカーの共同出資により設立された会社であって、本市においても、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システムなどのレンタル契約で多数の実績を持っている。

本業務の履行にあたって、株式会社J E C Cは、協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、以下役割を分担し受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とする。

- ・賃貸する業務 株式会社J E C C
- ・物件稼働責任（物件の返還を含む） 日本電気株式会社
- ・技術支援業務 NECソリューションイノベータ株式会社
- ・物件保守業務 NECフィールドディング株式会社

また、NECフィールドディング株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社は、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、自治体におけるシステム開発・保守の実績が10年以上あり、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを株式会社J E C Cが保証していることから、コンソーシアムの構成員として認める。

なお、コンソーシアムのメンバーである日本電気株式会社については、競争入札参加停止中であ

るが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度後期高齢者医療広域連合窓口端末の賃貸借
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
6, 843, 528円
- 7 契約内容
後期高齢者医療事務に係る広域連合窓口端末44台及び付属機器等の賃借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
広域連合窓口端末等については、平成25年4月1日から5年契約で入札を行ったものであり、平成30年3月31日で契約期間が満了となる。
当初、平成30年4月から次期システムが稼働することにあわせて、広域連合窓口端末等の機器更新も行う予定であったが、次期システムの稼働開始が平成31年4月に延期されたことにより、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間、再リース契約を行うものである。
新たに入札を行った場合、新規リース契約（1年間）となり、新規購入価格を基準に価格が決定されることとなる。その場合、再リース契約の価格と比して著しく不利であることは明らかであるため、現在のリース内容で再リースの随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度国民年金オンラインシステムNEC製端末及びその他付属機器の賃貸借
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「国民年金オンラインシステムNEC製端末その他付属機器に係る賃貸借業務」コンソーシアム
(代表者) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額 (税込み)
15,746,400円
- 7 契約内容
国民年金オンラインシステムNEC製端末30台及び付属機器等の賃借
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
以下の理由により、契約の相手方が特定されるため、株式会社J E C Cを代表者とする「国民年金オンラインシステムNEC製端末その他付属機器に係る賃貸借業務」コンソーシアムと随意契約を締結する。
 - (1) 国民年金オンラインシステムの各種機能は、ホストコンピュータ機器、ネットワーク機器、端末機器、印字装置機器、それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境 (以下「システム環境」という。) から提供されており、これらのシステム環境が正常に維持されなければ、システムの安定稼動に支障が生じる。システムの安定稼動を確保し、また、機器の障害時には機器の交換を含めた即時の対応を行うことが必要であるため、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含したレンタル契約を締結する必要がある。
 - (2) 既存システムとこの契約で調達する磁気ディスク装置等は接続し、一体として稼動させることとなるが、システムの一部に障害又は故障が発生した場合は発生箇所、原因等の特定が非常に困難である。もし、複数の者から調達した機器によってシステムを構成した場合は、責任の所在が不明確となるため、障害又は故障からの復旧が困難になる。
 - (3) 磁気ディスク装置を含むシステム全体において故障又は障害が発生した場合においても、業

務を長時間停滞させず、市民生活への影響を最小限にするためには、障害又は故障の発生時において故障原因となった機器の交換を含め迅速に対応しなければならない。そのためには、機器交換が可能なレンタル契約を締結する必要があるが、調達の対象となる磁気ディスク装置の機器をレンタルによって供給することができる者は、日本唯一のコンピュータ専門のレンタル会社である株式会社J E C C以外にない。

(4) 株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省の指導を契機として設立されたコンピュータ専門のレンタル会社である。また、長期間のレンタルが可能である点など本市の仕様条件を満たすレンタルサービスを提供できる業者は他にない。

なお、本業務の履行にあたって、株式会社J E C Cは、協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、以下役割分担し受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とする。

- ・賃貸する業務 株式会社J E C C
- ・物件稼働責任（物件の返還を含む） 日本電気株式会社
- ・技術支援業務 NECソリューションイノベータ株式会社
- ・物件保守業務 NECフィールドディング株式会社

また、NECフィールドディング株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社は、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、自治体におけるシステム開発・保守の実績が10年以上あり、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを株式会社J E C Cが保証していることから、コンソーシアムの構成員として認める。

なお、コンソーシアムのメンバーである日本電気株式会社については、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度重度障害老人健康管理費支給事務等に係る委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）
13,744,794円
- 7 契約内容
 - (1) 健康管理費支給額の算定
 - (2) 算定した健康管理費支給額情報の提供
 - (3) 健康管理事業に協力する京都府内の保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対する健康管理費支給事務
 - (4) 健康管理事業に協力する京都府内の施術所等に係る健康管理費審査事務
 - (5) 健康管理費に係る第三者行為損害賠償求償事務
- 8 随意契約の理由
健康管理費支給額の算定には後期高齢者医療制度の高額療養費情報が必要となり、当該情報の算定事務については京都府国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会という。）が京都府後期高齢者医療広域連合より委託を受けている。そのため、当該契約内容の事務については国保連合会以外行うことができない。よって、契約方法が競争入札に適さないため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
重度障害老人健康管理費支給事務におけるマイナンバー登録機能の追加に伴うシステム改修（平成30年度）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「重度障害老人健康管理費支給事務におけるマイナンバー登録機能の追加に伴うシステム改修」コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鋒町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,639,848円
- 7 契約内容
マイナンバーの情報連携が開始されることに伴い、重度障害老人健康管理費支給制度独自に照会が必要となる住登外の配偶者及び扶養義務者に係るマイナンバーを管理する機能をシステムが持ち合わせていないため、改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在稼働している後期高齢者医療システムが日本電気株式会社製であり、システム環境を正常に維持するためには、同社製機器等を使用する必要があることから、契約の相手方が特定される。そのため、日本電気株式会社を代表者とする「重度障害老人健康管理費支給事務におけるマイナンバー登録機能の追加に伴うシステム改修」コンソーシアムと随意契約を締結する。
本業務の履行にあたって、日本電気株式会社は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを委託先として選定する。また、NECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアは、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを日本電気株式会社が保証していることから、コンソーシアム構成員と認める。
なお、コンソーシアムの代表者である日本電気株式会社は、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則，参加停止中は随意契約の相手方とできないが，やむを得ない事由があるときは，この限りではない。 〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険者の都道府県単位化に伴うシステム改修
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「国民健康保険者の都道府県単位化に伴うシステム改修（平成30年度）」コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,957,810円
- 7 契約内容
国民健康保険における制度改正（国保都道府県単位化）に対応するため、平成29年度に行ったシステム改修に引き続き、改修機能の付帯作業（本番リリース及び立会い等）及び一部の改修機能に係る製造・単体テスト以降のシステム改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国保システムは、日本電気株式会社が構築した本市独自仕様のシステムであり、当システムの改修は契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社を代表者とする「国民健康保険者の都道府県単位化に伴うシステム改修（平成30年度）コンソーシアム」と随意契約を締結する。
本業務の履行にあたって、日本電気株式会社はグループ企業と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを委託先として選定する。また、NECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアは、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを日本電気株式会社が保証していることから、コンソーシアム構成員と認める。
なお、コンソーシアムの代表者である日本電気株式会社は、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年5月9日
- 4 履行期間
平成30年6月1日から平成30年8月7日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町843番地2日本生命京都ヤサカビル4階
株式会社キャリアパワー
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,389,896円
- 7 契約内容
市民対応業務及びその他の事務補助業務に従事するスタッフの派遣
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は、派遣先の選定に当たり、
（1）派遣スタッフの質の高さ（市民対応業務に適した人材であることが必要）
（2）必要な人材を必要な時期までに募集・採用を行う能力を有していること
（3）スタッフがやむを得ない事情により欠員又は休暇をとる場合に、補充の準備があること
（4）万一のトラブルや当方からの要望等に対するサポート体制がとられていること
（5）過去の実績・評価
等を総合的に勘案する必要があるものであり、競争入札に適さないものであるため、プロポーザル方式による業者選定後、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルの実施に当たっては、京都市ホームページにおいて参加者を募集し、「区役所・支所保険年金課への窓口案内スタッフの派遣業務委託候補者選定委員会」を開催したところ、参加事業者1社である株式会社キャリアパワーが一定の評価点を得たことから受託候補者として選定した。

その後、委託内容の詳細について合意を得たため、株式会社キャリアパワーを委託契約先とした。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市国民健康保険特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年6月1日
- 4 履行期間
平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）563,624,287円
- 7 契約内容
平成30年度京都市国民健康保険特定健康診査における人間ドック健康診査・特定保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託内容が健診業務であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先の38機関は、平成29年度において、人間ドック事業を受託し、業務を誠実かつ着実に遂行しており、本健診業務の委託先として適当であると認められる。
さらに、全38機関は市内全域に点在しており、被保険者の受診に際して利便性が確保されると認められる。
- 11 その他

別紙

人間ドック委託契約先一覧	
委託契約先名	住所
警察共済組合京都府支部(京都警察病院)	京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85番地の3・85番地の4合番地
独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27
社会医療法人西陣健康会(堀川病院)	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865番地
京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5
医療法人愛寿会(同仁病院)	京都市上京区一条通新町東入東日野殿町394-1
公益社団法人信和会(京都民医連第二中央病院)	京都市左京区田中飛鳥井町89番地
一般財団法人日本バプテスト連盟医療団(日本バプテスト病院)	京都市左京区北白川ノ元町47
公益財団法人京都健康管理研究会(中央診療所)	京都市中京区三条通高倉東入樹屋町58番地・56番地
医療法人大澤会(大澤クリニック)	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町617番地
医療法人大和美寿会(大和診療所)	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577番2 太陽生命御池ビル7、8、9階
医療法人知音会(御池クリニック)	京都市中京区西ノ京下合町11番地
公益社団法人京都保健会(民医連太子道診療所)	京都市中京区西ノ京塚本町11
一般財団法人京都工場保健会	京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人京都予防医学センター	京都市中京区西ノ京左馬察町28番地
地方独立行政法人京都市立病院機構(京都市立病院)	京都市中京区壬生東高田町1の2
医療法人知音会(四条烏丸クリニック)	京都市中京区西ノ京下合町11番地
京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15丁目749番地
医療法人社団洛和会(音羽病院)	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人財団康生会(山科武田ラクトクリニック)	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地の5
一般社団法人京都微生物研究所	京都市山科区川田御出町3番地の4
医療法人創健会(西村診療所)	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地ホテルグランヴィア京都3F
医療法人財団康生会(武田医院)	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地5
医療法人啓信会(京都四条診療所)	京都市下京区東堀川通四条下ル四条堀川町272番地の6
医療法人健康会(京都南病院)	京都市下京区西七条南中野町8番地
医療法人同仁会(社団)(京都九条病院)	京都市南区唐橋羅城門町10番地
医療法人同仁会(社団)(同仁会クリニック)	京都市南区唐橋羅城門町10番地
医療法人社団洛和会(東寺南病院)	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人社団京健会(西京病院)	京都市南区東九条西岩本町10番地2朝日商事3階
社会医療法人太秦病院(うずまさ診療所)	京都市右京区太秦安井西沢町4番地13
医療法人清仁会(洛西シミズ病院)	京都市西京区山田中吉見町11の2
医療法人清仁会(洛西ニュータウン病院)	京都市西京区山田中吉見町11の2
三菱京都病院	京都市西京区桂御所町1番地
社会福祉法人京都社会事業財団(京都桂病院)	京都市西京区山田平尾町17番地
医療法人医仁会(武田総合病院)	京都市伏見区石田森南町28番1号
医療法人朋友会(鳥羽健診クリニック)	京都市伏見区下鳥羽六反長町109番地
一般財団法人京都労働災害被災者援護財団(京都城南診療所)	京都市伏見区竹田真楠木町115番地
医療法人社団蘇生会(蘇生会総合病院)	京都市伏見区下鳥羽長町101番地
医療法人社団淀さんせん会(金井病院)	京都市伏見区淀木津町612番地12

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする人間ドック健康診査委託
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年7月1日
- 4 履行期間
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙のとおり
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）120,540,000円
- 7 契約内容
京都府後期高齢者医療被保険者を対象とする平成30年度健康診査における人間ドック健康診査の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託内容が健診業務であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先の38機関は、平成29年度において人間ドック助成事業を受託し、業務を誠実かつ着実に遂行しており、本事業の委託先として適当であると認められる。
さらに、全38機関は市内全域に点在しており、被保険者の受診に際して利便性が確保されると認められる。
- 11 その他

別紙

人間ドック委託契約先一覧	
委託契約先名	住所
警察共済組合京都府支部(京都警察病院)	京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85番地の3・85番地の4合番地
独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27
社会医療法人西陣健康会(堀川病院)	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町865番地
京都第二赤十字病院	京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5
医療法人愛寿会(同仁病院)	京都市上京区一条通新町東入東日野殿町394-1
公益社団法人信和会(京都民医連第二中央病院)	京都市左京区田中飛鳥井町89番地
一般財団法人日本バプテスト連盟医療団(日本バプテスト病院)	京都市左京区北白川ノ元町47
公益財団法人京都健康管理研究会(中央診療所)	京都市中京区三条通高倉東入樹屋町58番地・56番地
医療法人大澤会(大澤クリニック)	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町617番地
医療法人大和美寿会(大和診療所)	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577番2 太陽生命御池ビル7、8、9階
医療法人知音会(御池クリニック)	京都市中京区西ノ京下合町11番地
公益社団法人京都保健会(民医連太子道診療所)	京都市中京区西ノ京塚本町11
一般財団法人京都工場保健会	京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人京都予防医学センター	京都市中京区西ノ京左馬察町28番地
地方独立行政法人京都市立病院機構(京都市立病院)	京都市中京区壬生東高田町1の2
医療法人知音会(四条烏丸クリニック)	京都市中京区西ノ京下合町11番地
京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15丁目749番地
医療法人社団洛和会(音羽病院)	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人財団康生会(山科武田ラクトクリニック)	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地の5
一般社団法人京都微生物研究所	京都市山科区川田御出町3番地の4
医療法人創健会(西村診療所)	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地ホテルグランヴィア京都3F
医療法人財団康生会(武田医院)	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地5
医療法人啓信会(京都四条診療所)	京都市下京区東堀川通四条下ル四条堀川町272番地の6
医療法人健康会(京都南病院)	京都市下京区西七条南中野町8番地
医療法人同仁会(社団)(京都九条病院)	京都市南区唐橋羅城門町10番地
医療法人同仁会(社団)(同仁会クリニック)	京都市南区唐橋羅城門町10番地
医療法人社団洛和会(東寺南病院)	京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人社団京健会(西京病院)	京都市南区東九条西岩本町10番地2朝日商事3階
社会医療法人太秦病院(うずまさ診療所)	京都市右京区太秦安井西沢町4番地13
医療法人清仁会(洛西シミズ病院)	京都市西京区山田中吉見町11の2
医療法人清仁会(洛西ニュータウン病院)	京都市西京区山田中吉見町11の2
三菱京都病院	京都市西京区桂御所町1番地
社会福祉法人京都社会事業財団(京都桂病院)	京都市西京区山田平尾町17番地
医療法人医仁会(武田総合病院)	京都市伏見区石田森南町28番1号
医療法人朋友会(鳥羽健診クリニック)	京都市伏見区下鳥羽六反長町109番地
一般財団法人京都労働災害被災者援護財団(京都城南診療所)	京都市伏見区竹田真楠木町115番地
医療法人社団蘇生会(蘇生会総合病院)	京都市伏見区下鳥羽長町101番地
医療法人社団淀さんせん会(金井病院)	京都市伏見区淀木津町612番地12

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険被保険者証の作成及び封入封緘業務等
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年7月4日
- 4 履行期間
平成30年7月4日から平成31年3月8日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
トッパン・フォームズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）20,043,396円
- 7 契約内容
京都市国民健康保険は、京都市国民健康保険条例施行細則第4条において、被保険者証は毎年1回更新することと定め、毎年10月から被保険者証の一斉更新を実施しており、平成30年度一斉更新に係る被保険者証及び関係帳票の作成及び封入封緘について業務委託を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
被保険者証の素材については、印字する際にトナーの滲みや裏写りがなく、水分や熱等に対する耐久性に優れたものを選定する必要がある。
紙の表面にコーティングが施されている合成紙は水や熱等の耐久性に優れており、他保険者でも多く使用されているものであるが、京都市ではこれまでから、合成紙の中でも最も耐久性に優れ、トナーの滲みや裏写りが無いピーチコート紙を被保険者証の素材として選定しており、今年度についてもピーチコート紙を使用する。
現在、ピーチコート紙の取扱業者がトッパン・フォームズ株式会社の1社のみであることから、トッパン・フォームズ株式会社と随意契約による契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
高額療養費支給事務にかかる本庁集約化に伴うシステム改修
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年7月10日
- 4 履行期間
平成30年7月10日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「高額療養費支給事務にかかる本庁集約化に伴うシステム改修」コンソーシアム
(代表者) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
54,798,994円
- 7 契約内容
高額療養費支給事務にかかる本庁集約化に伴う国民健康保険オンラインシステム改修のうち、システム設計からシステム移行までを業務とし、O/L及びB/T処理の改修を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
次のように契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社を代表者とする「高額療養費支給事務にかかる本庁集約化に伴うシステム改修」コンソーシアムと随意契約を締結する。
国民健康保険オンラインシステムは、住民基本台帳、市民税などの本市既存のシステムの利用を前提として日本電気株式会社(以下、「日本電気」という)の汎用コンピュータ ACOS システムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステム開発を行い、平成7年以降、現在に至るまで円滑に業務運用を行ってきたところである。本システムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は、日本電気だけが有しており、今回のシステム改修の契約は、著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって契約の相手先が特定されるものである。
本業務の履行にあたって、日本電気は、グループ企業及び協力会社と共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを契約の相手方とする。また、NECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアは、自治体におけるシステム開発・保守の実績を10年以上有し、同社が著作権を有するソフトウェアの使用を許諾されており、日本電気と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを日本電気が保証していることから、コンソーシアム構成員と認める。
なお、コンソーシアムの代表者である日本電気は、平成29年2月2日から平成31年1月29

日まで競争入札参加停止期間中であり、コンソーシアムのメンバーであるNECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアも平成30年6月11日から平成30年7月10日まで競争入札参加停止期間中であるが、今回のシステム改修の契約は、著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であって契約の相手先が特定されており、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

9 根拠法令

■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

□地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民健康保険 還付及び還付加算金事務の集約化に伴うシステム改修（平成30年度分）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年7月23日
- 4 履行期間
平成30年7月23日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「国民健康保険 還付及び還付加算金事務の集約化に伴うシステム改修」コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
57,498,249円
- 7 契約内容
 - （1）還付加算金支払対象疑該当者の抽出に関すること。
 - （2）還付加算金の試算機能及び試算結果・加算金のお知らせの出力機能に関すること。
 - （3）集約化した業務を行う派遣職員の「システム操作権限設定」に係る改修に関すること。
 - （4）集約化した業務で使用する「オンライン・バッチ帳票」の宛名に係る改修に関すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市国保システム（以下「ACOS」という。）は、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）が権利を有するハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステムの開発を行っているものである。

ACOSは、NECが著作権を有しており、同システムを変更する権利を有するのはNECのみであることから、NEC以外に当該業務を委託することはできない。また、ACOSの改修には、同システムのハードウェア及びソフトウェアに関する知識や技術が不可欠であることから、競争入札による業者の選定は適さず、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の履行にあたり、NECから、NECグループ内でのシステムソリューション事業を担っているNECソリューションイノベータ株式会社及び協力企業である株式会社ソフィアと共同することで受託業務の履行が可能であるとの申出があったことから、NECが代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を行う。

NECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアは、自治体におけるシステム開発・保守業務の実績が10年以上あり、高水準の技術レベルを保持する要員が確保できることをNECが保証しており、NECは、両社に対して著作権を有するソフトウェアの使用を許諾することから、両社をコンソーシアムの構成員と認める。

(参考)

共同して業務を実施する場合、本市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、コンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）することとしている。

なお、コンソーシアムの代表者であるNECは、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
後期高齢者医療保険 還付及び還付加算金事務の集約化に伴うシステム改修（平成30年度分）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年7月23日
- 4 履行期間
平成30年7月23日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「後期高齢者医療保険 還付及び還付加算金事務の集約化に伴うシステム改修」コンソーシアム
（代表者）
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
51,362,110円
- 7 契約内容
 - （1）還付加算金支払対象疑該当者の抽出に関する事。
 - （2）還付加算金の試算機能及び試算結果・加算金のお知らせの出力機能に関する事。
 - （3）集約化した業務を行う派遣職員の「システム操作権限設定」に係る改修に関する事。
 - （4）集約化した業務で使用する「オンライン・バッチ帳票」の宛名に係る改修に関する事。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市国保システム（以下「ACOS」という。）は、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）が権利を有するハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、京都市独自のシステムの開発を行っているものである。

ACOSは、NECが著作権を有しており、同システムを変更する権利を有するのはNECのみであることから、NEC以外に当該業務を委託することはできない。また、ACOSの改修には、同システムのハードウェア及びソフトウェアに関する知識や技術が不可欠であることから、競争入札による業者の選定は適さず、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の履行にあたり、NECから、NECグループ内でのシステムソリューション事業を担っているNECソリューションイノベータ株式会社及び協力企業である株式会社ソフィアと共同することで受託業務の履行が可能であるとの申出があったことから、NECが代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を行う。

NECソリューションイノベータ株式会社及び株式会社ソフィアは、自治体におけるシステム開発・保守業務の実績が10年以上あり、高水準の技術レベルを保持する要員が確保できることをNECが保証しており、NECは、両社に対して著作権を有するソフトウェアの使用を許諾することから、両社をコンソーシアムの構成員と認める。

(参考)

共同して業務を実施する場合、本市個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、コンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）することとしている。

なお、コンソーシアムの代表者であるNECは、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年8月1日
- 4 履行期間
平成30年8月1日から平成32年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）122,124,996円
- 7 契約内容
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の還付・返戻・充当・口座振替等の収納事務に係る業務を行う労働者の派遣
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
派遣先の選定にあたっては、
 - （1）両保険制度の仕組みを習得したうえでマニュアル等に基づく正確な事務処理を行えること。
 - （2）必要な人材を必要な時期までに募集・採用を行う能力を有していること。
 - （3）派遣職員がやむを得ない事情により欠員又は休暇を取る場合に、補充の準備があること。
 - （4）万一のトラブルや当方からの要望等に対するサポート体制が取られていること。
 - （5）個人情報を取り扱うため、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識を有していること。
 - （6）過去の実績・評価等を総合的に判断する必要があるものであり、競争入札に適さないものであるため、プロポーザル方式による業者選定後、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルに実施にあたっては、京都市ホームページにおいて参加者を募集し、「京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務受託候補者選定委員会」を開催したところ、参加事業者2社のうちの1社である、株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターが最も高い評価を得たため、受託候補者として選定した。その後、委託内容の詳細について合意を得たため、株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターを委託契約先とした。

また、予定価格が8,000万円を超える案件であるため、プロポーザルの実施にあたっては、外部有識者2名から意見聴取を行っている。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国民年金事務における産前産後免除のためのシステム改修
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年9月12日
- 4 履行期間
平成30年9月12日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「国民年金事務における産前産後免除のためのシステム改修」作業分コンソーシアム
(代表者) 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
13,971,592円
- 7 契約内容
平成31年4月から施行される産前産後期間の保険料免除制度について、受付情報等を管理できるように国民年金オンラインシステムの改修を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
現在稼動している国民年金オンラインシステムは日本電気株式会社製であり、システム環境を正常に維持するためには、同社製機器等を使用する必要があることから、契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社を代表者とする「国民年金事務における産前産後免除のためのシステム改修」作業分コンソーシアムと随意契約を締結する。
本業務の履行にあたって、日本電気株式会社は、株式会社ワードシステムと共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを委託先として選定する。また、株式会社ワードシステムは、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができることを日本電気株式会社が保証していることから、コンソーシアム構成員と認める。
なお、コンソーシアムの代表者である日本電気株式会社は、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則、参加停止中は随意契約の相手方とできないが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成31年度の後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修（平成30年度改修分）
- 2 担当所属名
保健福祉局生活福祉部保険年金課
- 3 契約締結日
平成30年9月25日
- 4 履行期間
平成30年9月25日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「平成31年度の後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修」（平成30年度改修分）コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鋒町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,135,774円
- 7 契約内容
後期高齢者医療保険料における軽減特例は、平成29年度から段階的に見直しを開始され、平成31年度に元被扶養者軽減の特例が廃止される。軽減特例の見直し後も、引き続き本市後期高齢者医療オンラインシステムによる通知書の印刷やオンライン端末への表示等が適正に対応できるよう、同システムの改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在稼働している後期高齢者医療システムが日本電気株式会社製であり、日本電気株式会社は改修に必要な技術を保有し、唯一本業務を遂行できる業者であることから、契約の相手方が特定されるため、日本電気株式会社を代表者とする「平成31年度の後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修」（平成30年度改修分）コンソーシアムと随意契約を締結する。
本業務の履行にあたって、日本電気株式会社は株式会社ソフィアと共同して、実施業務に限定してコンソーシアムを設立し、受託業務の履行を行うため、同コンソーシアムを委託先として選定する。また、株式会社ソフィアは、日本電気株式会社が有する技術情報の使用を許諾されており、日本電気株式会社と同等の技術レベルを保持する要員の確保ができていることを日本電気株式会社が保証していることから、コンソーシアムの構成員と認める。
なお、コンソーシアムの代表者である日本電気株式会社は、競争入札参加停止中であるが、前述の理由により、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書※の規定に該当するため、契約の相手方とする。

〔 ※原則，参加停止中は随意契約の相手方とできないが，やむを得ない事由があるときは，この限りではない。 〕

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市地域リハビリテーション推進センター給食調理等業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局地域リハビリテーション推進センター企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市阿倍野区阪南町5丁目3番5号
株式会社ニチダン
- 6 契約金額（税込み）
24,364,800円
- 7 契約内容
京都市地域リハビリテーション推進センター障害者支援施設利用者に提供する給食の調理等業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当センターの給食は、障害者支援施設入所者に対して一日3食（朝・昼・夕）及び通所者の昼食を提供している。
障害者支援施設利用者については、訓練の一環として自ら食事の配膳・下膳をするため、直接委託業者職員と関わるが多く、委託業者職員の障害者に対する適切な対応が求められる。
これらの能力が優れている業者を選択して、契約相手とするためには、価格以外に業務の実施計画（人員配置計画、衛生管理方法、職員の研修方法と内容等）を提出させ、給食調理等業務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要がある。したがって、契約の目的が競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により委託業者を募集し、提出された実施計画書、業務マニュアル、見積書、

プレゼンテーションの内容を当センターで定めた評価基準に基づき総合評価を行った結果、計画書の内容、人員配置、安全衛生管理、業務遂行能力等において、当センターが特に求めていた仕様書の内容を円滑かつ正確に実施することができ、当センターの給食調理業務等を安心して委託できる業者として、株式会社ニチダンが適格であると判断したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
老人医療助成事業における現役並所得区分細分化対応（平成30年度）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「老人医療助成事業における現役並所得区分細分化対応（平成30年度）」コンソーシアム
（代表者）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鋒町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,858,066円
- 7 契約内容
福祉医療システムにおいて、平成30年8月診療分から、老人医療助成事業における現役並所得者の所得区分の細分化等を行うにあたり、必要な改修を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
既存の福祉医療システムは、日本電気株式会社の汎用コンピューターACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用することを前提として本市独自の開発が行われたものであり、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行等を行うことができない。
以上のことから、今回の電算処理システム改修契約は、著作権等の排他的権利及び特殊な技術に係る特定役務の調達であり、契約の相手方が特定されるため。
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模及び内容のシステム改修を完成することは不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社（日本電気株式会社のシステム開発部門）及び北港情報サービス株式会社（システム開発企業）をコンソーシアムに参加させ、以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。
（1）日本電気株式会社
作業全体責任、全体スケジュール管理及び品質管理、開発室管理
（2）NECソリューションイノベータ株式会社
全体スケジュール管理及び品質管理、開発室管理に係る作業支援、個別スケジュール管理 及びアプリケーション改造に係る作業

(3) 北港情報サービス株式会社

個別スケジュール管理及びアプリケーション改造に係る作業

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市緊急通報システム事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区城見2-2-6
富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）93,465,288円
- 7 契約内容
 - (1) 緊急通報機器の賃貸
 - (2) 緊急通報機器の設置・撤去及び移動
 - (3) 緊急通報機器の保守点検
 - (4) 緊急通報機器への誤発報防止処理
 - (5) 緊急通報機器への登録番号桁数変更処理
 - (6) 通報受信機への情報入力
 - (7) 緊急通報機器の相談ボタン復旧作業
 - (8) 相談センターの運営
 - (9) 安否確認コールの実施
 - (10) その他の付随業務
- 8 随意契約の理由
 - (1) 業務内容が、利用者の急病や災害など突発的な事態が発生した場合に備え、迅速に通報できる機器を設置し、何時でも確実な通報が行えるよう機器の保守管理等を行うため高齢者等世帯への訪問を行っても不信感を抱かせることのない事業者である必要がある。
 - (2) 毎年の事業者の変更により、利用者に毎年異なる機器を貸与することとなると、機器の使用に不慣れの利用者は緊急通報ができず、救急搬送が遅れる危険性があるため、利用者にとって使用しやすい機器の貸与を行うことができる事業者との契約が必要である。
以上の理由により、価格のみで契約相手を選定することができず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。

9 根拠法令

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

- (1) 受託業者は、本事業の開始時である平成2年から2の業務に従事しており、機器の製造、保守点検、工事、事務処理に既に専門的なノウハウを有していると認められる。
- (2) 全機器の一括管理を行うことで、利用者からの問い合わせや要望にも速やかに対応できることや、経理上の処理が簡易になることなど、効率的な事業運営が期待される。
- (3) 本事業の通報システムは受託業者が作成したものであり、事業者を変更することに伴い、システムの変更が必要となるためコストが上昇する恐れがある。
- (4) 約6,400世帯(平成30年9月末現在6,374世帯(うち高齢事業6,186世帯, 障害事業188世帯))が利用しており、機器は全て貸与している。毎年、事業者を変更することは、全利用世帯の機器の撤去及び設置に時間及びコストを費やし、利用者が毎年異なる機器の使用方法を理解しなければならず、場合によっては、機器の使用に不慣れの利用者は緊急通報ができず、救急搬送が遅れ、利用者の生命に危険を及ぼす恐れがある。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市配食サービス事業委託

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）8,622,971円

7 契約内容

京都市配食サービス事業

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うものである。当該業務は、利用申請の受付に係る業務、利用の決定に係る業務、配食業者間のエリアや配食数の調整及び利用者への情報提供等であり、単に事務を行うだけでなく、各地域の現状等を考慮し統括する必要がある。また、申請者からの相談窓口にもなっており、福祉や医療等に関する幅広い知識が必要とされるため、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さない。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程により随意契約とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本事業は、栄養のバランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、当該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり、対象となる利用者には積極的に利用しても

らうことが望ましい。対象となる利用者への本事業の情報提供や本事業における相談窓口となれるのは、市内ほぼすべての元学区に福祉事業の活動組織を有し、地域に密着した福祉活動に取り組んでいる同法人以外になく、同法人に委託することにより、円滑かつ適正な事業の実施が期待できる。

また同法人は、これまで43ある配食業者間のエリアや配食数の調整をし、市内のほぼ全域にわたって配食業務を円滑に行ってきた実績がある。さらに、同法人には栄養士が配置されているため、配食内容の確認や配食事業者への栄養指導もすることが可能である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市配食サービス事業委託

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区深草直違橋片町532-8

社会福祉法人京都老人福祉協会

6 契約金額（税込み）

（予定総額）10,219,764円

7 契約内容

京都市配食サービス事業

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、介護保険制度の要支援認定又は要介護認定において要支援状態又は要介護状態と認定された60歳以上のひとり暮らし高齢者等のうち、身体状況等により自ら買物及び調理ができない者に、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行うものである。当該業務は、食事の提供及び安否確認だけでなく、異常を発見した際には警察署、消防署、医療機関等への連絡等、迅速かつ適切な対応が求められる。また、利用者は要支援又は要介護と認定された者（要支援又は要介護相当も含む）であり、利用者の身体状況の変化等に気づき、身体状況の悪化等を防ぐには、介護・医療分野等の知識が必要となるため、競争入札により金額だけで委託業者を決定することには適さない。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程により随意契約とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本事業の目的は、栄養のバランスの取れた食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、当

該利用者の在宅生活の維持及び福祉の増進を図るものであり、当該目的を達成するために、本事業の委託先については下記の選定基準を全て満たすことを求めているが、当該委託先は、これらの選定基準を満たしており、当該目的を達成することができる。

また、これまで配食事業を実施している事業者については、安否確認を行ってきた実績があり、利用者や関係機関との関係も構築できており、利用者の身体状況等について把握している。そのため、当該委託先に委託を行うことで、円滑に事業を進めることができる。

<選定基準>

- (1) この事業の目的を理解しており、高齢者の福祉の増進に寄与する意欲があること。
- (2) 京都市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない法人であること。
- (3) 適切に実施業務を行うための必要な人員が配置されていること。
- (4) 京都市内に実施業務を行うための施設及び設備を有し、調理から配達及び安否確認の一連の業務を配食サービス事業者の責任によって実施できること。
- (5) 管理栄養士又は栄養士が作成した献立に基づいて調理した、高齢者向けの栄養バランスのとれた食事が提供できること。
- (6) 安否確認及び緊急時等の対応マニュアルを整備するとともに、職員に対し定期的な研修が実施されていること。
- (7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除き、週5日以上、実施業務を実施できること。
- (8) 1年以上継続して事業を受託できること。
- (9) 経営状態が健全で、安定した経営が行えること。
- (10) 食品衛生法第52条の規定による許可を得ているもの又は京都市食品衛生法施行細則第16条に規定する届出を行っているものであること。
- (11) 調理施設及び職員等について、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日、衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号）に従った衛生管理が行われていること。
- (12) 食中毒等による保健所からの営業停止等の行政処分を、募集日以前1年以内に受けていないこと。
- (13) その他実施業務を行う上で必要と認められる基準を具備していること。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険制度改正(第7期計画)に係るシステム改修(平成30年度)
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
介護保険制度改正(第7期計画)に係るシステム改修(平成30年度) コンソーシアム
(代表者) 日本電気株式会社
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 97,575,429円
(変更後) 140,346,755円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システムについて、介護保険制度改正(第7期計画)に対応するシステム改修を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
介護保険事務処理システムは住民基本台帳システム、市民税システムなど本市既存システムの利用を前提として、日本電気株式会社の汎用コンピュータACOSシステムのハードウェア及びソフトウェアの各機能を使用し、本市のために開発し、運用しているものである。同システムは、日本電気が著作権を有しているため、同社のみしか変更する権利がないことから、他の企業に当該業務を委託することができず、契約の相手方が特定されるため。同様に、変更契約分の改修についても日本電気株式会社しか変更する権利を有していないため契約の相手方が特定される。
なお、日本電気(株)については、競争入札参加停止中(平成29年2月2日から平成30年11月29日まで)であるが、上記のとおり、端末に導入しているシステムについて著作権を有しており、ほかの会社に代替させることができず、京都市競争入札参加停止取扱要綱第9条ただし書の規定に該当するため、コンソーシアムの一員とする。
また、日本電気株式会社のみでは、今回の規模のシステム改修は不可能だが、NECソリューションイノベータ株式会社(日本電気株式会社のシステム開発部門)をコンソーシアムに参加させ以下役割を分担することで、完成できると考えられることから、同コンソーシアムを委託先として選定する。

- ・日本電気株式会社
作業全体責任，全体スケジュール管理，品質管理，開発室管理
- ・NECソリューションイノベータ株式会社
全体スケジュール管理，品質管理、開発室管理に係る作業支援，
個別スケジュール管理，アプリケーション改造に係る作業

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度日本電気株式会社製端末その他付属機器レンタル契約について
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
日本電気株式会社製端末その他付属機器賃貸借業務コンソーシアム
(代表者) 株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 6 契約金額(税込み)
40,396,320円
- 7 契約内容
介護保険事務処理システム機器の賃借
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
 - (1) 機器の選定
次のとおり日本電気㈱が指定する機器を調達する必要がある。
ア 介護保険オンラインシステムのホストコンピュータは日本電気㈱製の汎用機(ACOS)であるが、区役所・支所に設置するパソコンを、この汎用機の端末機として稼働させるためには、汎用機のソフトウェアを端末機上で稼働させるためのエミュレーターソフトウェアが必要となる。
このエミュレーターソフトウェアは、製造者が他に公開していない汎用機的设计思想、構造及びOSその他のソフトウェアに関する技術情報を基に作成されるため、当該製造者以外の者は作成することができない。
イ エミュレーターソフトウェアは、日本電気㈱が著作権を有するうえ、その内容は公開されておらず、他の者に提供されていない。したがって、日本電気㈱以外の者が作製した端末用機器の場合は、このエミュレーターソフトウェアについて動作確認されない。
さらに、ACOS端末機能を稼働させるためのエミュレーターソフトウェアについて動作保証されている端末機器は、日本電気㈱が自らの業務用パソコンを基にACOS専用の付属機器として独自仕様により開発したものであり、他の製品をもって代替することができない。

(2) 障害発生時の機器等交換の必要性

窓口業務において即時処理すべき市民サービス業務が停止若しくは著しく遅延し、又は誤った被保険者証の発行等があった場合は、市民生活に多大な支障を生じる。

システムに障害が発生した場合であっても、長時間停滞させず、市民生活への影響を最小限にするためには、故障原因となった機器の交換を含め迅速に対応しなければならない。そのためには、機器交換が可能な契約を締結する必要がある。

(3) 機器指定と機器交換の可能な賃貸借契約

一般にレンタル契約は、貸し手があらかじめ不特定多数の借り手のために用意した物件の中から必要な物件を選択して借りるものであって、故障した場合の交換が可能であるが、貸し手が特定の借り手のために対象物件を作製することはない。

また、通常、不特定多数の借り手が存在しない物件の場合は、貸し手が存在し得ない。本市が調達しようとする端末機器等は、需要が少ない専用機器であるため、レンタル契約の対象物件として取り扱っている者がいない。一方で、一般にリース契約では、特定の借り手のために借り手がメーカーから調達するものであって、特定の物件を指定することが可能だが、貸し手は、そのような特定の物件を他の借り手に貸すことができないことから、故障の場合の交換は不可能である。

株式会社J E C Cは、借り手の個別の要望に応じた物件をメーカーから調達して貸し、当該物件に障害が発生した場合の交換を可能とする契約をレンタル契約と呼称して提供している。このような契約の履行が可能な者は他にない。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

8に記載のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護保険料に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
名古屋市中区錦三丁目20番27号
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,054,742円
- 7 契約内容
 - （1） 介護保険料に係る京都市会計管理者扱いの領収済通知書の内容を、データ化してエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社が運営するシステムに登録し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を経由して、京都市の端末からデータの修正及びダウンロードが可能な状態にすること。
 - （2） 前号のデータの内容と金融機関が作成した収納日報、収納合計票の合計（件数及び金額）を照合すること。
 - （3） 領収済通知書の画像データは、仕様書で定める期間（14箇月間）、システム上に保管し、システムから削除される前に電磁的媒体に収録して京都市に納品すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、介護保険料に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容を電磁的記録媒体に収録し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されなければならず、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。

そのため、照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法や三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかな運搬ルートが構築されているエム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社以外では契約内容を確実に履行することができず、競争入札に適していないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市敬老乗車証交付業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区霞ヶ関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）10,460,880円
- 7 契約内容
敬老乗車証の交付事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件契約は、負担金の納付と引き換えに敬老乗車証を交付するものであり、契約の履行ができるのは本市の公金を収納できる金融機関に限られる。日本郵便株式会社は京都市の公金収納代理金融機関であり、京都市全域に224局の普通郵便局・特定郵便局が展開しており、高齢者の利便性の向上を図ることができる。以上の理由により、競争入札に適さないため、日本郵便株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
日本郵便株式会社は京都市の公金収納代理金融機関であり、京都市全域に224局の普通郵便局・特定郵便局が展開しており、高齢者の利便性の向上を図ることができる。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護認定審査会運営支援システム機器等保守業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
岡山市中区藤崎564番地の5
株式会社リオス
- 6 契約金額（税込み）
5,392,008円
- 7 契約内容
介護認定審査会運営支援システム機器等の保守業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
要介護認定の審査判定は厚生労働省が配布する専用ソフトウェア「認定ソフト2009」を用いて実施するものであるが、膨大なデータ管理を行うため、本市では株式会社リオスが開発したソフトウェア「SIGNA介護保険」を導入し、同ソフトウェアの機能に合わせたインターフェースプログラムや周辺機器等を構築している。
同システムの保守については、ソフトウェアの開発元である同者が保有する著作権を使用するとともに、同システムについて豊富な知識と高度な技術を有し、システム障害の即日復旧や個人情報を含むデータベースの適切なプログラム管理が不可欠である。
上記の技術情報を有している者は、同システムソフトウェア（SIGNA介護保険）を開発した「株式会社リオス」のみであるため、同者を契約相手方として随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
介護認定審査会運営支援システムに係る電子複写機の保守及び消耗品等
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地1
富士ゼロックス京都株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,961,600円
- 7 契約内容
介護認定審査会運営支援システムに係る電子複写機の保守及び消耗品等の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
電子複写機を継続して安定的に使用するためには、電子複写機の保守及び消耗品等の供給が不可欠であるが、当該供給を行う者については、電子複写機についての豊富な知識、高度な技術とともに、故障時には直ちに修理、調整する体制を有する必要がある。
介護認定審査会運営支援システムで使用する電子複写機（富士ゼロックス社製 DocuCentreIV6080DC）に係る即日保守及び消耗品等の供給業務に必要な技術情報及び体制を有している者は、製造販売業者である「富士ゼロックス京都株式会社」のみであり、当該業務を行うことができる者が他にないため同者を契約相手方として随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度予防接種委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室健康安全課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会 他104件
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）3,377,737,243円
- 7 契約内容
京都市が実施する予防接種の接種委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
予防接種は医療行為であるため医師のみが行えるところ、実施にあたっては対象者に平等に接種できる機会、条件が与えられなければならない。このため、接種機会拡大のためにより多くの協力医療機関を確保する必要がある、これらに対して専門的立場からの助言、指示等を統括できる主体であることが望ましい。
一般社団法人京都府医師会は市内医療機関の多くの医師が会員として加入している団体であり、現在も約1,600の本市予防接種協力医療機関が所属しており、市内において同会と同規模の団体は無く、市民の接種機会の確保に有効であることから随意契約を行うとともに、市民の接種機会の拡大を図るため、一般社団法人京都府医師会未加入の医療機関について、申込みのあった医療機関と随意契約を行う
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度予防接種審査事務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室健康安全課
- 3 契約締結日
(当初) 平成30年4月1日
(変更) 平成30年7月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額(税込み)
(予定総額) 23,494,313円
- 7 契約内容
京都市が実施する予防接種に係る接種委託料の請求書審査事務委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
接種委託料の審査にあたっては、医療機関は診療報酬支払事務を専門機関に依頼して行っているため、競争入札には適さない。
なお、平成30年7月1日から、本市が認定した任意予防接種についても、定期の予防接種同様に費用の助成を行う「京都市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成制度」(以下、再接種制度)を実施するにあたり、任意予防接種で行う業務について、定期予防接種で行う業務内容と同一であり、一括して実施するほうが効率的に業務を実施できることから、変更契約を締結するもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府国民健康保険団体連合会は、従来から医療機関からの診療報酬支払事務を行っており、全ての医療機関と業務関係があるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度胸部（結核・肺がん）検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室健康安全課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
 - ①京都市中京区西ノ京左馬寮町28
一般財団法人京都予防医学センター
 - ②京都市中京区西ノ京北壺井町67番地
一般財団法人京都工場保健会
 - ③京都市中京区三条通高倉東入栴屋町58番地・56番地
公益財団法人京都健康管理研究会
 - ④京都市山科区川田御出町3-4
一般社団法人京都微生物研究所
 - ⑤京都市山科区音羽珍事町2
医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院
 - ⑥京都市伏見区淀木津町612-12
医療法人社団淀さんせん会 金井病院
 - ⑦京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85番地の3・85番地の4合番地
警察共済組合京都府支部
 - ⑧京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5
医療法人財団康生会
 - ⑨京都市中京区六角通新町西入西六角町109
日本郵政株式会社 京都通信病院
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）24,279,568円
- 7 契約内容
感染症法等に基づく市民に対する胸部検診を実施するに当たり、胸部X線直接撮影を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は、年間約250箇所で開催し、同日に複数会場で行われることもあり、検診業者が検

診車両を相当数保有する必要があるが、市内で本件業務に十分な検診車数を保有する業者はなく、競争入札により一社を選定することが困難なため随意契約を行っている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度肝炎ウイルス（B型・C型）検査実施に関する委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室健康安全課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）29,668,050円
- 7 契約内容
京都市が実施する肝炎ウイルス検査の接種委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、肝炎ウイルスに感染した人を早期に発見し、検査・治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、肝炎ウイルス（B型・C型）検査（以下「肝炎検査」という。）を実施するものである。
本事業の目的を達成するためには、広く市民に対する受検機会の拡大を図ることが重要となることから、本市全域に、できるだけ多くの肝炎検査実施機関が必要となるとともに、統一された検査方法により実施することが必要である。
これに加え、本検査を実施することが可能であるのは医療機関のみとなっているため、本件業務は競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
一般社団法人京都府医師会は、府内の医療機関の医師で構成される法人であり、本市市内の医療機関のほとんどの医師が加入している法人である。また、実施機関である医療機関の医師に対して、専門的立場から、統一した指示を徹底することができる団体でもあるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度風しん抗体検査委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室健康安全課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東拇尾町6
一般社団法人京都府医師会 他16件 ※別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,046,000円
- 7 契約内容
京都市が実施する風しん抗体検査の検査委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
抗体検査は医療行為であるため、受検費用は統一した価格を設定する必要がある。よって、当該契約は、通常の価格競争原理にはなじまないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
一般社団法人京都府医師会は、市内医療機関のほとんどの医師が加入している団体であり、市内において同会と同規模の組織構成数を持つ団体はなく、市民の抗体検査機会の確保に有用であるとともに、加入医師に対して専門的立場からの指示徹底を統括できる主体であるため。
また、一般社団法人京都府医師会未加入の医療機関については、市民の抗体検査機会の拡大を図るため、申込みのあった医療機関と契約している。
- 11 その他

(別紙)

医療機関名
医療法人裕泰会足立医院
本田医院
いわさきクリニック
あしだナチュラルクリニック
医療法人温心会おがわ内科呼吸器内科医院
北尾クリニック
友吉医院
にしはら耳鼻咽喉科
医療法人ゆうクリニック
こうクリニック
さくら耳鼻咽喉科たにぐちクリニック
村上内科医院
医療法人岡本診療所
医療法人若葉会 見島医院
西院とりやまクリニック
もろおかアレルギー科・小児科クリニック

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度食鳥検査の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室健康安全課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町28-2
公益社団法人 京都保健衛生協会
- 6 契約金額（税込み）
12,700,800円
- 7 契約内容
次に掲げる食鳥処理場における食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項に規定する検査及び関連する事務を実施する。
名 称： 中央食鶏株式会社
所 在 地： 京都市下京区梅小路東中町104の3
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 食鳥検査は本来行政機関が行う業務であるが、検査員の確保や深夜早朝の検査体制上の問題から、民間活力を導入、委託することが行政効率からして最も適している。
 - (2) 契約内容が、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査であり、委託する場合は同法第21条第1項に基づき都道府県知事が指定する指定検査機関のみ可能で、競争入札に適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
 - (1) 現在、京都市内には、公益社団法人京都保健衛生協会と公益社団法人京都府獣医師会の2つの指定検査機関があるが、公益社団法人京都府獣医師会は舞鶴と福知山にある食鳥処理場の食鳥検査を京都府から委託されており、京都市内の食鳥処理場の食鳥検査を行う余力がない。

(2) 公益社団法人京都保健衛生協会は食鳥検査が義務づけられた平成4年4月1日から26年間滞りなく食鳥検査を実施しており,本市の食鳥検査の委託を行うに適した指定検査機関である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度犬鑑札等の交付事務及び登録手数料等の徴収並びに収納事務等の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地 京都動物愛護センター内
公益社団法人京都市獣医師会
- 6 契約金額（税込み）
8,076,240円
- 7 契約内容
 - ①狂犬病予防法に基づく犬鑑札，狂犬病予防注射の注射済票の交付
 - ②京都市犬の登録手数料及び注射済票交付手数料徴収規則に基づく犬の登録券及び注射済票交付券の交付
 - ③狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射の注射済票交付手数料の徴収事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約内容が犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の公金収納事務であり，契約内容が競争入札に適さないため
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本委託は，獣医院が鑑札及び注射済票の交付等に係る業務を実施するものであり，市民サービスの向上にあたり，委託対象となる団体は市内の開業獣医院が最も多く所属する団体である必要がある。公益社団法人京都市獣医師会は，条件を満たす唯一の団体であるため，本委託契約相手として選定する。
- 11 その他
特になし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市休日急病歯科診療所運営
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地
一般社団法人京都府歯科医師会
- 6 契約金額（税込み）
37,765,008円
- 7 契約内容
休日における歯科急病患者の初期診療体制の確保を図るための施設（以下「急病歯科診療所」という。）の運営及び管理並びに診療に係る業務の委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
急病歯科診療所は、休日において複数の歯科医師が診療に従事しており、一定数の歯科医師を確実に供給する必要があることから競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
一般社団法人京都府歯科医師会は、多数の歯科医師が会員として属しているため、休日急病歯科診療を実施するための施設と医療従事者を確実に確保でき、本事業や障害者に対する歯科診療を実施してきた実績があるなど、利用者を尊重した公的サービスを提供でき、休日歯科診療に関する専門性を有した唯一の団体である。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市急病診療所運営
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
399,983,800円
- 7 契約内容
平日夜間や休日等医療が充足しにくい日時における急病患者の初期診療体制の確保を図るための施設（以下「急病診療所」という。）の運営及び管理並びに診療に係る業務の委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
急病診療所は、平日夜間や休日等医療が充足しにくい日時に、複数の科目を診療しており、一定数の医師を確実に供給する必要があることから競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約先の一般社団法人京都府医師会は、京都市域の多くの医師が加入している組織であり、非常に公益性が高い団体である。業務の実施に当たっては、出務医師の確保、後送病院との契約など一般社団法人京都府医師会の持つ組織力に負う所が大きいため、急病診療所を安定的に運営することができるのは、事実上、一般社団法人京都府医師会のみである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市中央斎場火葬設備定期保守点検業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
株式会社 宮本工業所
富山市奥田新町12番3号
- 6 契約金額（税込み）
21,384,000円
- 7 契約内容
京都市中央斎場火葬設備の保守点検業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
昭和56年4月1日から業務を開始している京都市中央斎場は、市民の葬儀を荘厳に執り行なうことができるよう設備機械の近代化を図っている。これらの諸設備の維持管理には、専門知識の豊富な技術員が定期的に点検する必要がある。火葬設備機械については、特にその使用材料、構造及び機器の調整の特殊性のため、火葬炉設備製造者独自の技術がなければ十分な保守管理は不可能である。こうしたことから本件委託業務は競争入札に適さないため、火葬炉設備製造者である株式会社宮本工業所を委託先とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度京都市中央斎場動物炉排ガス処理設備保守点検業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年6月4日
- 4 履行期間
平成30年6月4日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区備後町2丁目4番9号
大阪ガスエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,404,340円
- 7 契約内容
中央斎場内の動物炉（焼却炉）の排ガス処理設備におけるダイオキシン対策にかかる温度管理や、経年劣化した部品の取替や動作確認などの保守整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中央斎場動物炉排ガス処理施設については、動物炉施設全体の制御システムに密接に関連しており、施工業者独自の技術がなければ、システム全体の機能が十分に発揮できない恐れが非常に強く、施工業者である大阪ガスエンジニアリング株式会社以外の業者が保守整備を行うことが不可能であるため。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央斎場 自動ドア整備委託
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年5月8日
- 4 履行期間
平成30年5月8日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田真幡木町51番地
ナブコドア株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,498,600円
- 7 契約内容
京都市中央斎場に設置されている自動ドアは、近年、老朽化に伴い開閉時の不具合が生じており、不具合の都度、毎年契約している保守点検契約の範囲内や別途修繕を実施し対応してきたが、エンジン駆動部の型番が古いことから部品の在庫が少なく、手配に難航するケースが増えている。これらの自動ドアは建物の出入口に設置され屋内外を隔てているもののほか、各炉への棺の搬入口となる部分でも稼働しており、当該箇所の自動ドアが開閉不可となると火葬を実施することが不可能となる。火葬の安定性確保のためエンジン、コントローラー等の更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
既存の自動ドアのエンジン、コントローラー等の部品を更新するものであるため、既設メーカー以外の業者では実施することができないことから、ナブコドア株式会社との随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「京都市樹木型納骨施設使用者募集等」企画・運営業務
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年7月20日
- 4 履行期間
平成30年7月20日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
12,441,924円
- 7 契約内容
京都市深草墓園樹木型納骨施設の使用募集に関する一連の業務を円滑に実施するため、周知チラシ・募集パンフレットの作成、インターネット申込の構築・運用、市民等からの問い合わせ対応（コールセンターの設置）、申込書類の受付・仕分・分類整理、公開抽選会の企画・実施、当選者の資格審査、データ入力等、使用者の募集から決定までの一連の業務について、企画・運営する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「京都市樹木型納骨施設使用者募集等」企画・運営業務の委託については、インターネット申込の構築・運用、コールセンターの設置など専門的な体制の確保が必要となり、価格競争となる競争入札では、十分な成果が得られない可能性が高いため、公募型プロポーザル方式による業者選定を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該法人と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
民泊通報・相談窓口運営等業務
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
57,870,570円
- 7 契約内容
民泊通報・相談窓口運營業務，違法な「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた調査業務及び旅館業法の許可施設（簡易宿所）に対する管理運営状況調査業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
民泊通報・相談窓口運營業務，違法な「民泊」施設の適正化指導の強化に向けた調査業務及び旅館業法の許可施設（簡易宿所）に対する管理運営状況調査業務は，高度かつ専門的なノウハウが要求される性質上，価格競争となる競争入札のみでは，十分な成果が得られない可能性が高いため，公募型プロポーザル方式による業者選定を実施することとした。
プロポーザルを実施するにあたっては，業務計画，業務計画等を記載した企画提案書の提出を求め，予め設定した選定基準に照らして最も高い評価を得た当該法人と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度住宅宿泊事業法に基づく届出受付等業務
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条南河辺町85番地3
京都府行政書士会
- 6 契約金額（税込み）
43,514,400円
- 7 契約内容
住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出及び同法第14条に規定する定期報告の処理等に係る制度概要及び届出等方法の説明等の問合せ対応、届出書等の受付及び提出された届出書等に基づき衛生設備及び衛生に必要な措置状況等について適合性を確認する等の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
住宅宿泊事業法（以下「法」という。）に基づく届出等の処理業務（受付、不備確認等事務）の実施に当たっては、同法や関連して宿泊サービスの提供を規制する旅館業法をはじめとする幅広い法律の専門知識が必要であるが、行政書士は、行政全般にわたる許認可等の申請書類の作成・提出に精通していることから、確認等の事務要員として最も相応しい専門職業家と判断される。
また、本業務においては、高度な専門性、豊富な経験及び的確な判断力が要求されるとともに、準備行為が始まる平成30年3月15日以降、一定の届出受付とそれに付随する現地調査等を処理する必要があり、一定の質及び量の処理要員を安定的に確保することが不可欠であるが、行政書士会は市域の大多数の行政書士を擁し、関係専門業務全般にわたり指導的、調整的役務を担っていることから本業務で求められる人材の供給並びに処理水準及び公平性の維持が可能である。
加えて、条例施行（平成30年3月6日公布）から届出開始（平成30年3月15日）までの極めて短期間の中で、条例に基づく規制内容を踏まえた業務への対応能力等の面においても、京都府行政書士会が契約内容を受託可能な唯一の団体と判断した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住宅宿泊事業法等の適正な運営等を確保するためのコンサルタント業務
- 2 担当所属名
保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所
- 6 契約金額（税込み）
10,000,000円
- 7 契約内容
本市が制定した条例等を執行するに当たり、専門性の観点から、本市が考える規制内容に関する法的リスク等の検討、業務改善命令等の指導等の執行及び訴訟への対応についてのコンサルティングを委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本年6月15日から施行の「住宅宿泊事業法」について、本市においては地域の実情を踏まえたきめ細かな条例等の運用ルールを策定した。
今後、法令に基づく権限の行使等の際には、法律事務所から、法的見地からの専門的な助言や指導を受けることで、法的リスクについて、常に十分な検証を行うべきであるが、当該法的リスクを十分に低減するためには、助言や提言を行う法律事務所のコンサルティング実績やノウハウが重要となるため、本事業については性質及び目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当だと考えられる。
この点、TMI総合法律事務所（以下「TMI」という。）は、日本有数の総合法律事務所であり、国内業務と渉外業務の双方の領域で豊富な経験を積んだ弁護士、弁理士およびスタッフで構成され、海外の法律事務所、会計・税務事務所、コンサルティング事務所、その他各種専門機関とも提携して、幅広いニーズに適時に対応できる体制を整えている。
また、平成29年度の「住宅宿泊事業法の条例制定の検討に向けたコンサルタント業務」契約に基づき本市支援を行ってきた経緯から、「民泊」の適正な運営を確保するための本市理念、関連ルールを最も理解・熟知した団体である。
さらに、TMIは、国土交通省や経済産業省等、省庁が所管する各種審査会・検討委員会等の委

員である弁護士も多く在籍していることや、民泊等のシェアリングエコノミーに関する業務を多く手がけていることなどから、関係省庁の方針を十分に踏まえつつも、国・自治体・事業者のどの立場にも偏らず、法律の専門家としての立場からコンサルタントを実施することができる唯一の法律事務所であると判断した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市環境情報処理システム保守業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局保健衛生推進室衛生環境研究所
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地
環境計測株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,652,312円
- 7 契約内容
京都市環境情報処理システムを構成している各機器及びソフトウェア一式の保守，点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市環境情報処理システムの構成機器は環境計測（株）と平成26年11月1日から5年間のリース契約を締結している。また，システム全体を制御するプログラムも環境計測（株）が独自に開発したものである。各機器の構造及びプログラム等に関する詳細かつ正確な技術情報を有し，本業務を遂行できるのは同株式会社のみである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度「京都市自殺総合対策業務」委託
- 2 担当所属名
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）
7,800,000円
- 7 契約内容
くらしとこころの総合相談会，ゲートキーパー養成研修の運営，広報等及びその他の普及啓発事業の実施
- 8 随意契約の理由
本件委託業務は，契約の相手方の能力や創意性，センス，経験に基づくノウハウ等により，履行内容又は履行方法に顕著な差異が現れ，予め仕様書等で具体的に契約内容を規定することが困難である。このため，契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには，主として価格以外の要素（履行内容や履行方法，企画提案力など）における競争（プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があった。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該類似業務等の経験を有するとともに，京都にその人的拠点がある広告・イベント企画会社によるプロポーザル（企画提案競争）を行うこととし，「京都市自殺予防対策業務委託事業者選定プロポーザル募集要項」，「仕様書」及び「同評価シート」を提示のうえ，事業内容に係る企画提案を求めた。
障害保健福祉推進室とこころの健康増進センター共同で，各社の企画提案を受けて「評価シート」

に基づく審査を行い、上記の事業者を選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳事務に係る労働者派遣業務
- 2 担当所属名
保健福祉局こころの健康増進センター相談援助課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,102,400円
- 7 契約内容
自立支援医療（精神通院）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳の交付に係る事務及びこれに付随する業務を行う労働者の派遣業務
- 8 随意契約の理由
本件業務は、大量の個人情報を取り扱うことから、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識が求められるとともに、制度の仕組みに習熟したうえでの迅速かつ正確な事務処理が求められる。このため、契約の相手方の能力や創意工夫、経験に基づくノウハウ等により、履行内容に顕著な差異が現れることから、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、価格のみで業者を選定する競争入札は適さないため、随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、選定委員会において、企画提案書等の提出書類及びヒアリングに基づき選定した結果、上記の事業者を契約先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システム保守・運用業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
富士通株式会社京都支社
- 6 契約金額（税込み）
12,080,016円
- 7 契約内容
京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システムの保守・運用業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市保健医療システム及び難病医療支給認定システムは、京都市において実施されている母子保健事務、予防接種事務、成人健診事務及び難病医療支給システムを富士通株式会社のパッケージソフトにより電算化したものである。
当該システムは、住民基本台帳情報及び市・府民税情報、並びに生活保護受給情報を各保健福祉センター等に設置した端末において利用するため、情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損防止のためには、適正な管理が必要である。また、万一、故障発生時の原因究明・故障修理などに速やかに適切に対処することは、システムを開発した業者のみ可能であり、他業者では対処が困難になり、契約の目的が達成できない。
従って、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
健康長寿のまち・京都推進プロジェクト広報に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年6月1日
- 4 履行期間
平成30年6月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地メディアナ烏丸御池4階
株式会社リーフ・パブリケーションズ
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
健康長寿のまち・京都推進プロジェクト広報業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市では、京都ならではの地域力・文化力の強みを活かし、市民の健康寿命を平均寿命に近づけ、笑顔でいきいきと健やかな「健康長寿のまち・京都」を実現するため、オール京都で健康づくりを推進している。これまで以上に市民にとって分かりやすく、普段、自らの健康や生活習慣といった健康づくりに関心がない方にも健康づくりに関する情報発信を効率的かつ効果的にPRすることで、「健康長寿のまち・京都」の取組をさらに推進することを目的に本業務委託を行う。
この業務の目的を効果的に達成するためには、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルによる募集及び審査を行い業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」運営業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年5月28日
- 4 履行期間
平成30年5月28日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号中之島フェスティバルタワー
凸版印刷株式会社西日本事業本部関西情報コミュニケーション事業部
- 6 契約金額（税込み）
9,990,000円
- 7 契約内容
平成30年度「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」運営業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、健康づくりに対して比較的関心が少ない方や日常的に取り組んでいない方でも、気軽に達成感を得ながら健康的な習慣の定着を図ることを目的に平成28年度から実施している。
これまで以上に内容の充実・改善を図り、全市民が参加したくなるような企画とし、本事業をきっかけに、健康づくりの大切さについて分かりやすく、効果的な広報を行うことで、「健康長寿のまち・京都」の取組をさらに推進するため、一般競争入札ではなく価格以外の要素（能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等）における競争によって契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルによる募集及び審査を行い業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の実施委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条南田町1番地の2
公益財団法人京都市健康づくり協会
- 6 契約金額（税込み）
9,002,000円
- 7 契約内容
高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座の開催及びボランティアの活動支援
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益財団法人京都市健康づくり協会が開発した運動プログラムである「京から始めるいきいき筋力トレーニング」,「京ロコステップ+10」を紹介し,介護予防知識を地域において普及推進するボランティア養成することが目的であり,競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本講座は,地域において運動プログラムの普及推進を担う人材の育成を行うため,講座修了者が,運動を普及啓発できるよう適切な指導を行うことが求められている。
公益財団法人京都市健康づくり協会は,本事業で普及推進する「京から始めるいきいき筋力トレーニング」,「京ロコステップ+10」の作成者であり,運動に関する知識・技術の熟知はもとより,京都市健康づくりの拠点施設として健康運動指導士及び医師等の専門職員の確保や,普及推進のための指導用教材も豊富に取り揃えているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度介護予防普及啓発事業業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条南田町1番地の2
公益財団法人京都市健康づくり協会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）15,464,000円
- 7 契約内容
高齢者筋力トレーニング普及推進事業，シニア栄養相談，すこやか栄養教室及びスマイル栄養塾の実施
- 8 随意契約の理由
介護予防普及啓発事業は，地域支援事業として要支援・要介護状態になるおそれのある対象者に，生活機能の低下を予防する「運動器の機能向上」及び「栄養改善」を実施するものである。介護予防は，特定の機能の改善のみではなく，「運動器の機能向上」や「栄養改善」を総合的に実施する方が効果的であるが，市内において指導用トレーニング機器と調理実習室が同一施設内に整備されている施設は京都市健康増進センターに限られており，競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度高齢者筋力トレーニング教室事業委託（北部）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区三条通柳馬場東入ル中之町2番地
公益財団法人京都YMCA
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,252,000円
- 7 契約内容
高齢者筋力トレーニング普及推進事業
- 8 随意契約の理由
本事業は、高齢者に対して、筋力向上のための運動プログラムを提供することにより、健康の増進並びに生活機能の維持及び向上を図り、要支援・要介護状態となることを予防すること等を目的としており、本事業を適切に実施するためには、事業に対する意欲を有し、専門分野における一定のノウハウや当該エリア内における一定の事業実績を有している必要があることから、その目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託者を選定するに当たり、ホームページ等を通じて募集したところ、公益財団法人京都YMCAの応募があった。プロポーザル方式により、企画提案書に係る書面審査及びプレゼンテーションを実施した結果、公益財団法人京都YMCAが評価できる点数であったため、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度胃がん検診委託（集団実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）21,796,309円
- 7 契約内容
胃がん検診の実施（集団実施）
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度胃がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）37,757,375円
- 7 契約内容
胃がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度子宮頸がん検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）132,162,089円
- 7 契約内容
子宮頸がん検診の実施
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができない。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度大腸がん検診委託（集団・施設実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）26,384,594円
- 7 契約内容
大腸がん検診の実施（集団・施設実施）
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度大腸がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,686,818円
- 7 契約内容
大腸がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度乳がん検診委託（巡回実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）79,788,957円
- 7 契約内容
乳がん検診の実施（巡回実施）
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度乳がん検診委託（個別実施）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）48,442,585円
- 7 契約内容
乳がん検診の実施（個別実施）
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度肺がん検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,481,680円
- 7 契約内容
肺がん検診の実施
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度前立腺がん検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,569,349円
- 7 契約内容
前立腺がん検診の実施
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度がんセット検診の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年7月1日
- 4 履行期間
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京左馬寮町28
一般財団法人京都予防医学センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）62,078,656円
- 7 契約内容
がんセット検診の実施委託
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施にあたっては、より多くの市民が安心して受診できる体制と十分な検診精度が必要である。従って、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
履行期間内に市民が5つのがん検診を受診できる体制と十分な経験を有する医師、技師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般財団法人京都予防医学センターの他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度胃がんリスク層別化検診委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）23,172,382円
- 7 契約内容
胃がんリスク層別化検診の実施
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されねばならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできない。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該検診については、より多くの市民の方が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市健康診査・保健指導の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,527,000円
- 7 契約内容
健康増進法第19条の2に基づく健康診査及び保健指導
- 8 随意契約の理由
同一内容の精度の高い検診を提供するには、診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また、実施に当たっては、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師が継続的かつ安定的に供給（確保）されなければならない。したがって、価格競争のみによって、業者を選定することは、事業の目的を達成することはできない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
健康増進法第19条の2に基づく健康診査及び保健指導については、より多くの市民が受診できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり、これを満たす業者は、一般社団法人京都府医師会の他になく、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度青年期健康診査の委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月23日から平成31年3月31日までに実施した青年期健康診査の受診者への結果通知及び費用請求を行う日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町6
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）22,308,000円
- 7 契約内容
青年期健康診査の実施（個別医療機関での健康診査の実施，結果通知，実施報告書の作成等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
対象者に，同一内容の精度の高い健康診査を提供するには，診療報酬点数に基づいた適正な金額を設定する必要がある。また，実施にあたっては，より多くの対象者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等が継続かつ安定的に供給（確保）されなければならない。従って，価格競争のみによって業者を選定すれば，事業の目的を達成することができないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
健康診査については，より多くの対象者が受診・利用できる体制と十分な経験を有する医師等の継続的かつ安定的な確保が必要であり，これを満たす業者は，一般社団法人京都府医師会の他になく，委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度フッ化物歯面塗布事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地
一般社団法人京都府歯科医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,922,480円
- 7 契約内容
フッ化物歯面塗布と口腔保健指導の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、市民の方に医療行為（フッ化物歯面塗布及び口腔保健指導）を提供するものであり、その実施にあたっては一定以上の水準で良質であることが求められる。
また、より多くの市民が受診できる体制と、十分な経験を有する歯科医師が継続的かつ安定的に供給（確保）できなければ遂行できない業務であり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定にあたっては、より多くの市民がフッ化物歯面塗布を受診できる体制と、十分な経験を有する歯科医師等の継続的かつ安定的な確保が重視される。
京都府歯科医師会は、歯科専門性を有した京都府唯一の団体であり、多くの歯科医師が会員として属している。そのため、本団体以外に事業の円滑な遂行に必要な施設と医療従事者を確実に確保できないことから、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域あんしん支援員設置事業の委託契約
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
69,154,000円
- 7 契約内容
 - (1) 支援対象者への支援
 - (2) 関係機関との連携による効果的な支援のための地域への働き掛け
 - (3) その他、地域福祉の向上を図るうえで必要なこと
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該事業は、福祉的な支援が必要であるにも関わらず、対応する公的制度がない、判断能力が不十分で利用できる窓口やサービスにたどり着けない、又はひきこもりや、支援拒否などといった現行の施策・制度では対応が困難な問題を抱えた方々に対して、地域や行政等の関係機関と連携し、適切な支援に結びつける「支援員」を配置するものである。

当該事業の実施にあたっては、地域福祉に深い理解を持つことはもとより、様々な課題を抱える世帯に対し、専門的な生活支援を実施できる体制を有していることに加え、支援世帯の課題の解決にあたっては関係機関との協働による支援が不可欠であることから、保健福祉センター等の行政機関や地域の関係組織との密接な関係が既に構築されており、契約後すぐに事業を実施できる事業者でなければならない。

よって、契約内容について、性質及び目的が競争入札に適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

委託先は、社会福祉法に規定される地域福祉推進の中核機関として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、区社会福祉協議会や学区社会福祉協議会等の取組により、全区域において行政機関、民生・児童委員、町内会等との地域のネットワークが既に構築されている。また、地域包括支援センターなどの介護サービス事業の展開や児童館等の各種社会福祉施設の運営等から、高齢・障害・児童など各福祉分野におけるネットワークとも関わりを有している。また、福祉ボランティアセンターの運営を通じてボランティア振興の実績はもとより、ボランティア団体との関わりもあることから、支援員が地域での支援活動を展開するうえで、インフォーマルな支援（制度にない支援）の導入も可能である。

更に、生活福祉資金貸付業務や日常生活自立支援事業の実施、成年後見支援センターなどの運営も行っており、生活支援の取組実績を豊富に有していることなどの観点から、地域や各福祉分野における幅広いネットワーク、地域を基盤にした生活支援の実績を有する京都市社会福祉協議会に業務を委託することにより、生活支援及び地域支援の両方の機能が効果的に発揮され、かつ円滑に業務が実施されるものと認められる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域包括支援センター運営事業委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区大北山長谷町5-36
社会福祉法人七野会 他60件
- 6 契約金額（税込み）
1,594,300,000円
- 7 契約内容
地域包括支援センター運営事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域包括支援センターとして実施する、介護保険法第115条の45第1項第1号ニに掲げる「第一号介護予防支援事業及び介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号に掲げる包括的支援事業」等は、同法において市町村が実施することとされているが、当該事業を委託する場合は、同法第115条の47の規定において、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者（本件において委託の対象としている者）その他の厚生労働省令で定める者に委託できるものと規定されており、その目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
地域包括支援センターとして実施する事業は①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③虐待防止等権利擁護事業、④包括的・継続的ケアマネジメント事業及び⑤介護予防普及啓発事業等となっている。これらの事業は、従来から本市の委託事業として実施してきた在宅介護支援センター運営事業を基本とするものであり、選定事業者は、これまでも高齢者に係る医療、保健及び福祉事業の分野で十分な実績がある。

また、介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議においても、「(前略) 公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根差した活動を行っている在宅介護支援センターの活用を含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。」とされており、選定結果は、当該決議の主旨を尊重するものである。

さらに、平成17年11月1日に実施した、在宅介護支援センター設置法人に対する受託意向確認によって受託の意向を示した74センターのうち、評価の結果、適切な事業運営が確保できるセンターとして選定かつ地域包括支援センターの公正・中立な運営等を確保するために設置する地域包括支援センター運営協議会（構成員：当時の京都市民長寿すこやかプラン推進協議会（現在の京都市高齢者施策推進協議会）の委員）の承認を得た法人であるため。

11 その他

センター設置趣旨を踏まえると継続的な展開を図ることが望ましいことから、既存法人の撤退などをのぞき、更新によることとしている。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域支え合い活動創出事業の実施に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都3階
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（非課税）
（予定総額）79,280,000円
- 7 契約内容
京都市地域支え合い活動創出事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
介護保険法改正により平成27年度に市町村の義務的事業として生活支援体制整備事業が創設された。これに伴い本市においては、平成28年度から生活支援サービスを創出する取組を推進するため、「地域支え合い活動創出事業」を開始している。
事業実施の中心となる「生活支援コーディネーター」については、国の地域支援実施要綱において「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる人材」が求められているため、これまでに地域での活動実績があり、事業開始当初にプロポーザル方式で選定した当該団体に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託（北区・上京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区大宮中林町10番地シェモワ・アサヒ311号
一般社団法人京都北医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,700,000円
- 7 契約内容
地域における在宅医療・介護関係者の連携体制を構築し、在宅療養者に対する円滑な支援を実施するための在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
そして、上記取組を推進等していくためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。
本件における事業対象エリアは北区・上京区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人京都北医師会、上京東部医師会及び一般社団法人京都市西陣医師会である。
しかし、上京東部医師会及び一般社団法人京都市西陣医師会については事務局機能が乏しく、これまで取り組んでいる三医師会合同の事業についても、一般社団法人京都北医師会が受託したうえで、三医師会が協力して取り組んできた経緯がある。
そのため、本事業についても、同様に行うことについて三医師会で合意している。よって、同センターの設置を含めた本件の受託が可能となるのは一般社団法人京都北医師会を除いて他にないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託（中京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197 京都教会3F
一般社団法人中京東部医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,700,000円
- 7 契約内容
地域における在宅医療・介護関係者の連携体制を構築し、在宅療養者に対する円滑な支援を実施するための在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
そして、上記取組を推進等していくためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。
本件における事業対象エリアは中京区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人中京東部医師会及び京都市中京西部医師会である。しかし、京都市中京西部医師会については事務局機能が乏しく、これまで取り組んでいる二医師会合同の事業についても、一般社団法人中京東部医師会が受託したうえで、二医師会が協力して取り組んできた経緯がある。そのため本事業についても、同様に行うことについて二医師会で合意している。
よって、同センターの設置を含めた本件の受託が可能となるのは一般社団法人中京東部医師会を除いて他にないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託（下京区・南区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区唐橋堂ノ前町15-9エステート南ビル3F
一般社団法人下京西部医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,700,000円
- 7 契約内容
地域における在宅医療・介護関係者の連携体制を構築し、在宅療養者に対する円滑な支援を実施するための在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。そのことから、本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
そして、上記取組を推進等していくためには、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。本件における事業対象エリアは下京区・南区エリアであり、同エリアを圏域とするのは一般社団法人下京西部医師会及び下京東部医師会である。
しかし、下京東部医師会については会員数が少なく、事務局機能について同会会員（医師）が分担で処理している状況であり、かつ、医師会が主体となる事業を受託する余裕がないとの意向を示されていることから、在宅医療・介護連携支援センターを設置する主体となり得る状況にない。
一方、一般社団法人下京西部医師会は事務局を設け事務局員を配置するなど、同センターの設置主体となり得る。よって、同センターの設置を含めた本件の受託が可能となるのは一般社団法人下京西部医師会を除いて他にないため。
※なお、下京東部医師会は本事業に関し必要な協力を行っていくこととしている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市在宅医療・介護連携支援センター運営等モデル事業の実施に関する委託（右京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区梅津神田町57番地
一般社団法人右京医師会
- 6 契約金額（非課税）
15,700,000円
- 7 契約内容
地域における在宅医療・介護関係者の連携体制を構築し、在宅療養者に対する円滑な支援を実施するための在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談支援に対応するとともに、地域の医療・介護の資源の把握や地域住民への普及啓発といった、地域の在宅医療・介護関係者の連携の促進に資する事業に関する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
在宅医療・介護連携の推進に当たっては、医師のリーダーシップの発揮が求められ、国からも医師会と連携して取り組むことと示されている。本市においては、府医師会との連携のもと、市内地区医師会を主体とした地域の関係機関との協働による在宅医療・介護連携の取組を推奨・強化する必要がある。
本モデル事業を着実に実施するためには、医療のネットワークを軸として介護のネットワークを繋げる必要があり、地域における医療ネットワークに関し専門性を有する地区医師会を拠点とすることが不可欠である。
本件における事業対象エリアは右京区エリアであり、同エリアでの運営が可能となるのは、同エリアを圏域とする一般社団法人右京医師会を除いて他にないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（北区・上京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区上賀茂ケン山1
社会福祉法人京都博愛会
- 6 契約金額（非課税）
10,199,000円
- 7 契約内容
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、平成28年度にプロポーザル方式により選定され、履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（下京区・南区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5
医療法人財団康生会
- 6 契約金額（非課税）
10,199,000円
- 7 契約内容
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、支援チーム員の一人である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、平成29年度にプロポーザル方式により選定され、履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（西京区）

2 担当所属名

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区山田平尾町17番地

社会福祉法人京都社会事業財団

6 契約金額（非課税）

10,199,000円

7 契約内容

認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、支援チーム員の一員である地域包括支援センター及びその他関係機関との信頼関係をベースとして支援対象者に対して質の高い安定した初期集中支援サービスを提供することを目的としており、価格競争のみによって事業者を選定する方法では事業の目的を達成することはできないため、平成29年度にプロポーザル方式により選定され、履行実績がある当該法人に継続して委託契約を行うこととした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（左京区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年7月1日
- 4 履行期間
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区浄土寺馬場町48番地
一般財団法人川越病院
- 6 契約金額（非課税）
7,733,000円
- 7 契約内容
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としている。
チーム員の構成については、一定の要件を満たした医療保健福祉に関する国家資格を有する専門職2名以上及び認知症サポート医である医師1名となっている。したがって、金額のみで契約の相手方を決定する競争入札ではなく、企画提案により事業実施能力を判断するプロポーザル方式を採用し、認知症初期集中支援に対する基本方針あるいは事業実施に向けた運営体制等が整っていると判断された法人と随意契約を締結することとしている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託契約に当たっては、令和元年度に実施した公募型プロポーザル方式により、企画提案書等の提出及びプレゼンテーションにより審査し、高い評価を得た者を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（山科区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年7月1日
- 4 履行期間
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京車坂町9番地
医療法人社団洛和会
- 6 契約金額（非課税）
7,733,000円
- 7 契約内容
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としている。
チーム員の構成については、一定の要件を満たした医療保健福祉に関する国家資格を有する専門職2名以上及び認知症サポート医である医師1名となっている。したがって、金額のみで契約の相手方を決定する競争入札ではなく、企画提案により事業実施能力を判断するプロポーザル方式を採用し、認知症初期集中支援に対する基本方針あるいは事業実施に向けた運営体制等が整っていると判断された法人と随意契約を締結することとしている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託契約に当たっては、プロポーザル方式により企画提案書等の提出及びプレゼンテーションにより審査し、高い評価を得た受託候補者である医療法人社団洛和会を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市認知症初期集中支援事業に係る業務委託（伏見区）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年7月1日
- 4 履行期間
平成30年7月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
医療法人社団蘇生会
- 6 契約金額（非課税）
7,733,000円
- 7 契約内容
認知症の可能性がある世帯に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的としている。
チーム員の構成については、一定の要件を満たした医療保健福祉に関する国家資格を有する専門職2名以上及び認知症サポート医である医師1名となっている。したがって、金額のみで契約の相手方を決定する競争入札ではなく、企画提案により事業実施能力を判断するプロポーザル方式を採用し、認知症初期集中支援に対する基本方針あるいは事業実施に向けた運営体制等が整っていると判断された法人と随意契約を締結することとしている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託契約に当たっては、プロポーザル方式により企画提案書等の提出及びプレゼンテーションにより審査し、高い評価を得た受託候補者である医療法人社団蘇生会を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
高齢者就労援助事業委託（公園の除草業務）
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東中合町2番地
公益社団法人京都市シルバー人材センター
- 6 契約金額（税込み）
25,603,168円
- 7 契約内容
高齢者の就労の場の確保及び高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、公園の除草業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務を委託することにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいを支援するという政策目的を達成できるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
- 10 契約の相手方の選定理由
①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。
②高齢者福祉の増進に関する事業を行う団体等であること。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度全国健康福祉祭参加者派遣等事業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館京都4階
一般社団法人京都市老人クラブ連合会
- 6 契約金額（税込み）
10,949,784円
- 7 契約内容
参加者の選考及び全種目の参加者の派遣に関する事項について
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、スポーツや文化活動を通じて、高齢者の健康の増進及び社会参加の促進を目的としており、価格のみによる競争に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
高齢者の健康の増進及び社会参加の促進という目的から、より多くの参加を募るため、日ごろから高齢者の社会活動の活性化に取り組み、高齢者との繋がりを保持していることが本事業には求められる。
一般社団法人京都市老人クラブ連合会は、市内約1,000の単位老人クラブ（会員約6万人）で組織される市内最大の高齢者の組織として日ごろから広範囲にわたる高齢者福祉活動を展開しており、各種目の選考会を企画するとともに参加者の派遣にあたり的確に連絡調整ができる能力のある団体は他にないことから、本事業の委託先とした。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
知恵シルバーセンター事業及び健康長寿支え合いネット事業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
6,208,069円
- 7 契約内容
知恵シルバーセンター及び健康長寿支え合いネットの管理運営に関する業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

知恵シルバーセンター事業は、高齢者等が培ってきた知恵や経験、技能を活かして活動できる場を紹介することによって高齢者等の生きがいや健康づくりの推進を図る事業であり、その主な活動の場として期待されるものは、地域における様々なボランティア活動や仲間づくり活動、高齢者の趣味サークル等である。

京都市社会福祉協議会は、これまでから長寿すこやかセンターやボランティアセンター及び老人福祉センターの指定管理者として、高齢者の社会活動への参加支援、地域福祉活動の推進、高齢者の多様な趣味活動等の取組に携わっており、こうしたネットワークを活用することによって、多くの高齢者等が知恵シルバーセンターを利用し、多様な活動依頼に対応できる体制を構築できる。

以上の理由から、長寿すこやかセンターやボランティアセンター、老人福祉センターの活動を通じて関わりのある各種団体等の協力を得ながら、知恵シルバーセンター事業の円滑な実施ができるのは同協議会を除いて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

健康長寿支え合いネットについては、知恵シルバーセンターのシステムを改修して構築しており、知恵シルバーセンター事業と一体で管理運営することが最も合理的であることから、知恵シルバーセンター事業と併せて随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
健康すこやか学級事業
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地1 ひと・まち交流館京都
社会福祉法人京都市社会福祉協議会
- 6 契約金額（税込み）
108,535,093円
- 7 契約内容
平成30年度京都市健康すこやか学級事業の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業については、介護予防に関する意識の向上、社会参加の促進や閉じこもり予防等を目的としており、事業効果を高めるためには、対象者の日常的な生活圏域である元学区単位での定期的な実施が望ましいが、市内ほぼ全ての元学区に活動組織を有し、本事業の履行が可能であるのは同法人のみであることから、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本事業については、介護予防に関する意識の向上、社会参加の促進や閉じこもり予防等を目的としており、対象者の日常的な生活圏域である元学区単位での定期的な実施が望ましい。市内ほぼ全ての元学区に福祉事業の活動組織を有しているのは、本市においては同法人のみであり、また在宅高齢者等に対する事業を行ってきた実績のある同法人に委託することにより、円滑かつ適正な事業の実施が見込まれる。
なお、同法人は、配食サービス事業及び入浴サービス事業等、地域に密着した福祉活動やボランティア活動等に積極的に取り組んでいることから、本事業の実施に必要な不可欠な地域ボランティア

の協力を得ることが可能である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域介護予防推進事業の実施に係る業務委託
- 2 担当所属名
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生東高田町1番9
一般財団法人京都地域医療学際研究所 他11件
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）504,875,000円
- 7 契約内容
京都市地域介護予防推進事業実施要綱に基づく京都市地域介護予防推進事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市地域介護予防推進事業は、地域に向いて実施する高齢者に対する運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を図るプログラム提供（介護予防教室）や介護予防に係る講演会、閉じこもりや認知症等のおそれのある高齢者に対する訪問型介護予防事業などの介護予防普及啓発事業のほか、地域における自主的な介護予防を支援する介護予防地域活動支援事業により構成されており、高齢者が持続的、また自主的に介護予防活動に取り組むように支援していくためには、地域に根ざし、地域住民や同区内の地域包括支援センター、地域支え合い活動創出コーディネーター等とも密接に連携しながら事業を実施していく必要がある。
また、当該事業を適切に実施するためには、京都市地域介護予防推進事業に対し意欲を有し、介護保険制度を十分に理解していることはもとより、法人として各専門分野における一定のノウハウを有している必要がある。加えて、同区内において地域住民や関係団体と介護予防事業の推進に必要な関係を構築しており、一定の事業実績を有する事業者である必要があることから、その目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

第3期介護保険事業計画初年度(平成18年度)において、本事業を実施するために必要な人員、一定の設備及び介護保険事業者としての実績を有する市内の特別養護老人ホーム、老人保健施設設置法人に対して事業委託の募集を実施し、応募のあった13法人が提出する書類において、事業実績及び事業計画に基づき指定管理者の選定に準じる評価を行い、適切な事業運営が可能と認められる法人を選定した。また、平成21年11月には高齢者人口の多い伏見区内において事業委託の募集を実施し、応募のあった4法人が提出する書類から審査を行い、高齢者保健福祉計画ワーキンググループからの意見を踏まえ法人を選定した。

一般介護予防事業の目的である介護給付費の削減のためには、地域に根ざし、地域住民や同区内の地域包括支援センターとも密接に連携しながら事業を実施し、高齢者の継続的な介護予防活動や自主的な介護予防活動を支援していく必要があることから、これまでの実績を勘案し引き続き同一法人を選定した。

11 その他

<委託法人一覧>

担当地域	運営法人名	住所
北区	一般財団法人京都地域医療学際研究所	中京区壬生東高田町1番9
上京区	社会福祉法人京都福祉サービス協会	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
左京区	社会福祉法人市原寮	左京区静市市原町1278番地
中京区	医療法人社団洛和会	中京区西ノ京車坂町9番地
東山区	社会福祉法人洛東園	東山区本町15丁目794番地
山科区	一般社団法人愛生会	山科区竹鼻四丁野町19番地の4
下京区	医療法人医仁会	伏見区石田森南町28番地の1
南区	医療法人同仁会(社団)	南区唐橋羅城門町10番地
右京区	医療法人平盛会	西京区大枝南福西町3丁目7番地の8
西京区	社会福祉法人京都社会事業財団	西京区山田平尾町17番地
伏見区 (本所管内)	公益社団法人京都府柔道整復師会	中京区壬生松原町16番地 室谷ビル3階
伏見区(深草・醍醐支所管内)	社会福祉法人京都老人福祉協会	伏見区深草大亀谷東古御香町59・60番地